

防災指針



マリンメッセ
福岡 A 館



マリンメッセ
福岡 B 館

福岡
国際センター



一般財団法人 福岡コンベンションセンター
FUKUOKA CONVENTION CENTER

福岡国際会議場 管理事務所 〒812-0032 福岡市博多区石城町 2-1

TEL 092-262-4111 Fax 092-262-4701

目 次

本 編

■ はじめに	1
■ 防火・防災管理者	1
■ 催物等災害予防対策	1～2
■ 防火・防災担当責任者	2
■ 自衛消防活動	2
■ 緊急事態発生時の対応	2～5
◇ 火災発生時の対応	2～3
◇ 地震発生時の対応	3～4
◇ 津波発生時の対応	4
◇ 爆破予告及び不審物の対応	4～5
■ 避難施設の維持管理	5～6
■ 消防用設備の維持管理	7
■ 防炎規制	7
■ 禁止行為と解除	8
■ 喫煙の許可要件	8
■ 裸火使用の許可要件	9～10
■ 危険物品持込みの許可要件	10～11
■ 補助いす利用時の遵守事項	11～15
■ 共用部分の利用について	15～26
■ マリンメッセテラス利用及び屋外利用について	26～27

防 災 指 針

■ はじめに

マリンメッセ福岡 A 館(以下「メッセ A 館」という。), マリンメッセ福岡 B 館(以下「メッセ B 館」という。)及び福岡国際センター(以下「センター」という。)は, 展示機能, アリーナ機能, ホール機能をあわせもつ多目的コンベンション施設です。催物を開催されると, 多くの人が来場されますが, 万一火災及び地震等の災害が発生した場合, 多大な被害が発生することが予想されます。

展示会等催物の開催にあたっては, 当施設の防火・防災管理者と一体となった防火・防災管理体制を確立し, 火災等の災害を未然に防止し, 来場者の安全確保に努めていただくことが不可欠です。

この指針は, 防火・防災等に関する法令等に基づき防火・防災上留意すべき事項を示したもので。施設を利用する催事等の主催者(以下「主催者」という。)は, この指針の記載事項を遵守されますとともに催事等の関係者への周知徹底を図り, 来場者等への協力を依頼してください。

■ 防火・防災管理者

防火・防災管理者は, 一般財団法人福岡コンベンションセンター消防計画(大規模地震等の防災対策)で定める責務に基づくほか, 主催者に対して次の災害予防対策を行うよう指示します。

- (1) 防災指針の趣旨の周知徹底を図ります。
- (2) 火気を使用し, 又は危険物品を持込む, 或いは補助椅子を使用する場合の指示・監督を行います。
- (3) 主催者で編成する自衛消防隊(以下「主催者自衛消防隊」という。)に対して指導を行います。

■ 催物等災害予防対策

催物を開催される場合は, 自主的に災害予防対策を講じてください。

なお, 主催者の責務は, 次のとおりです。

- (1) 主催者は, 施設使用時(準備・撤去期間中を含む。)において, ホールを観覧, 展示会などに使用する場合は, 防火・防災担当責任者を選任し, 「主催者自衛消防組織表」に基づき, 主催者自衛消防隊を編成してください。
- (2) 施設使用時の混雑が予想される時間帯及び場所には, 警備員の配置又は警備会社に委託を

行うなど、災害等事故防止対策を講じてください。

- (3) 吊り物を設置する場合は、落下防止対策等の危険防止策を講じてください。
- (4) 催物開催届出書及び喫煙等許可申請書、その他福岡市火災予防条例で定める届出及び申請書は、当施設の防火・防災管理者の承認を受けてから、博多消防署に利用日の7日前までに提出してください。また、特殊効果等の新たな技術の導入や図面等レイアウトの変更など、必要により協議を行ってください。

■ 防火・防災担当責任者

- (1) 防火・防災担当責任者は、防火・防災管理者の指示を受け、催物等に関する災害予防業務を行ってください。
- (2) 防火・防災担当責任者は、災害等発生時の対応のため、当施設の職員と調整・連携を図り、主催者自衛消防隊に対し通報連絡、初期消火、避難誘導要領について事前に周知指導してください。

特に、誘導に従事するスタッフに対しては、避難路の周知を図るとともに、避難誘導の教育訓練を行ってください。(催物開催届出書に添付の「主催者自衛消防組織表」に教育訓練の実施日(予定)を記載してください。)

■ 自衛消防活動

主催者自衛消防隊は、当財団の自衛消防隊に編入されることになりますので、相互に協力し、連携を密にして活動してください。任務は、別紙1の「自衛消防組織・編成表(任務分担表)」のとおりです。また、活動にあたっては、次の事項を遵守してください。

- (1) 主催者自衛消防隊の活動は、任務分担表のとおりとなりますが、来場者の避難誘導、負傷者等の救護活動を優先して活動してください。
- (2) 自衛消防現地本部は、防災センターに設置します。
- (3) 施設ごとに「催物等主催者自衛消防隊活動マニュアル」を作成していますのでご確認ください。

■ 緊急事態発生時の対応

◇ 火災発生時の対応

火災等の災害を発見した場合は、消防(119番)へ通報するとともに、必ず防災センターに連絡してください。なお、必要により警察(110番)へ通報を行ってください。

- (1) 初期消火活動は、消火器、屋内・外の消火栓により行ってください。防災センターは、大空間散水消火システム(メッセA館のみ設置)、防火戸の閉鎖、空調設備の停止、排煙設備等の遠隔操作及び非常放送を行います。
- (2) 来場者の避難誘導は、別図(メッセA館P19～P20、メッセB館P22、センターP25～P26)の避難経路図によるものとし、避難口の開放を最優先に行ってください。

- (3) 負傷者が発生した場合は、速やかに1階救護室に搬送して必要な応急手当を行うとともに、必要により救急車を要請してください。

救護担当者は、できるかぎり負傷者等の負傷の程度、部位、性別、年齢、氏名、住所等を確認してください。なお、その際も必ず防災センターに連絡してください。

◇ 地震発生時の対応

- (1) 震災予防対策として施設に設置する物件は、転倒、滑動及び落下の防止対策を講じるとともに、火気使用器具等の安全装置等の点検を必ず実施してください。
- (2) 地震時における防災センターからの「非常放送」は、次によります。
 - ① 防災センターは、震度5弱以上の地震を確認した場合は、直ちに、放送を開始します。
 - ② 施設内に、多数の在館者がある場合は、パニック防止に努めます。
 - ③ 震度4以下で放送の必要がある場合、催事中の際は、必ず主催者に連絡します。
 - ④ 放送区域は、必要により全館一斉放送を行います。
- (3) 避難誘導及び負傷者等の応急救護を優先してください。また、初動対応としては、まず自身の身体保護を最優先し、次に火気の使用停止を行ってください。
- (4) 負傷者発生の場合は、当施設の職員と主催者と連携し、負傷者数及び程度等について調査し、消防(119番)へ通報するとともに警察(110番)にも通報してください。
- (5) 地震後、二次災害を防止するため、必ず火気使用器具等の点検及び必要な処置を行い、十分な安全確認をした後に使用してください。

(6) 屋外に避難する場合の一時集合場所は、次のとおりとなっています。

メッセ A 館	エキシビションパーク又は第 4 駐車場
メッセ B 館	第 2 駐車場又は第 4 駐車場
センター	南側正面広場

(7) 地震による建物の倒壊又は火災のため、煙又はガスが充満して一時集合場所に危険が及ぶ恐れがある場合は、当財団の自衛消防隊長の命令により、地区避難場所（博多埠頭緑地）に避難させてください。

(8) エレベーター及びエスカレーターは使用しないでください。

(9) 屋外への避難及び催事の中止、又は安全確認後の催事再開の場合等が決定されたときは、防災センターから全館一斉放送します。その後の対応等については、自衛消防隊や警備員等の指示に従って行動してください。

◇ 津波発生時の対応

(1) 大規模な地震が発生して津波の想定がされ、しかも施設内で火災の発生がない場合は、施設内の上階でとどませることも大切です。

(2) 津波注意報（高いところで 0.5m の津波が予想されますので、注意してください。）が発令された場合は、沿岸を注意深く監視してください。

(3) 津波警報（高いところで 2m 程度の津波が予想されますので、警戒してください。）が発令された場合は、建物の安全を確認した後、当施設の 2 階以上又は福岡国際会議場の 2 階以上に避難してください。

(4) 大津波警報（高いところで 3m 以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。）が発令された場合は、施設内の安全を確認した後、当施設の 3 階以上又は福岡国際会議場の 3 階以上に避難してください。

◇ 爆破予告及び不審物の対応

(1) 爆破等の予告を覚知した場合は、直ちに防災センターへ連絡し、その指示に従ってください。防災センターは警察（110 番）及び消防（119 番）へ通報して応援を要請します。

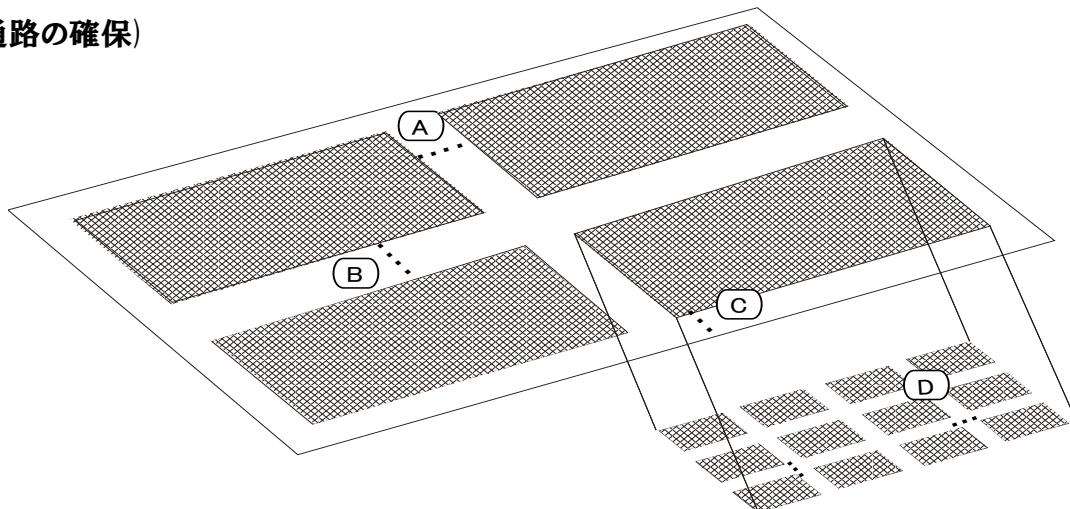
- (2) 爆発物等の不審物を発見した場合は、「踏むな」「触るな」「蹴とばすな」「嗅ぐな」を遵守し、直ちに防災センターへ連絡し、その指示に従ってください。防災センターは警察(110番)及び消防(119番)へ通報して応援を要請します。

■ 避難施設の維持管理

会場レイアウトを作成するにあたっては、次のとおり避難通路を確保するようにしてください。

- (1) 避難通路については、下記の「避難通路の確保」の図をご参照ください。
- (2) 避難口への主要避難通路は、容易に避難口(誘導灯が設置されている部分)を見通せるレイアウトとしてください。
- (3) 主要避難通路は避難口に、補助避難通路は主要避難通路と接続させるとともに、行き止まり(袋小路)を作らないでください。また、避難口の鍵は、開場中は常時開けておいてください。
- (4) 作業後は、不要となった材料・廃材は速やかに場外(避難経路以外の部分)に搬出してください。
- (5) 防火戸や防火シャッターの閉鎖障害や避難階段又は避難通路に物品の放置等がないようにしてください。また、電気、ガス及び給排水の配管は、当該通路を横断しないように配置してください。やむをえず、当該通路を横断する場合は、つまづき、転倒等避難の障害とならぬよう、スロープを設ける等必要な措置を講じてください。
- (6) 当該通路への展示物品等のはみ出し又は当該通路上での実演は行わないでください。
- (7) 小間の当該通路に面する出入口幅は十分な幅を確保してください。また、100m²以上の小間にについては、二方向避難ができるようにしてください。

(避難通路の確保)



(8) 避難通路幅

【メッセ A 館】

○ 全館利用時

区分	A 主要避難通路(横)	B 主要避難通路(縦)	C 周囲通路	D 補助通路	E 2F 通路
火気使用無し	4m 以上	4m 以上	2m 以上	1.6m 以上	2m 以上
火気使用有り	6m 以上	6m 以上	2m 以上	2m 以上	2m 以上

※ 火気使用時の主要避難通路幅は、A・B のどちらか一つが 6m 以上であること。

【メッセ B 館】

○ 全館利用時

区分	A 主要避難通路(横)	B 主要避難通路(縦)	C 周囲通路	D 補助通路	E 2F 通路
火気使用無し	2m 以上	2m 以上	1.6m 以上	1.2m 以上	2m 以上
火気使用有り	4m 以上	4m 以上	2m 以上	1.6m 以上	2m 以上

※ 火気使用時の主要避難通路幅は、A・B のどちらか一つが 4m 以上であること。

【センター】

○ 全館利用時

区分	A 主要避難通路(横)	B 主要避難通路(縦)	C 周囲通路	D 補助通路	E 2F 通路
火気使用有り・無し	2m 以上	2m 以上	1.6m 以上	1.2m 以上	2m 以上

■ 消防用設備の維持管理

(1) 消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備(補助散水栓を含む。)、自動火災報知設備、非常警報(放送)設備、誘導灯等の消防用設備の使用上又は機能上の障害とならないように小間づくり展示物品の配置をしてください。

なお、消火栓ボックスの前面は、通路等から寄り付ける2m²以上の操作空間を確保してください。

(2) 消火器は、それぞれ一つの消火器に到る歩行距離が20m以下で、かつ容易に使用できる場所に配置してください。

(3) 天井張り・屋根付き装飾物・2階建小間の設置は、スプリンクラー設備、大空間散水消火システム(メッセA館のみ設置)の散水障害となる恐れがあるため原則とし設置できません。必要な場合は、処置対策が必要となりますので、当財団のオペレーション部(以下「オペレーション担当」という。)及び博多消防署にご相談ください。

※ 自動火災報知設備、住宅用防災警報器及び消火器具等の増設が必要になります。

(4) メッセA館及びメッセB館の多目的展示室に設置されている光電式分離型感知器の光軸から0.6m以内の範囲及び炎感知器の警戒範囲には、感知障害となる物件は設置しないようにしてください。

(5) 誘導灯の視認障害となるような物件を設置しないでください。

なお、誘導灯の視認障害が生じる場合は、オペレーション担当及び博多消防署にご相談ください。

■ 防炎規制

(1) 装飾材料は、不燃性・準不燃性・難燃性のものを使用してください。

特に、カーペット・カーテン・布製装飾物・テーブルクロス・展示用ベニヤ板等は、防炎処理を施したもの(防炎物品)を使用してください。

(2) 防炎表示は、縫いつけ、はり付け、下げ札等の方法で見やすい箇所に表示してください。

■ 禁止行為と解除

福岡市火災予防条例により、会場内での下記の行為は基本的には禁止されております。

(1) 喫煙の許可要件

(2) 裸火の使用

※ 「裸火」とは熱源は問わず、火気用設備器具で、炎・花火を発生させるもの又は発熱部を外部に露出しているものを言います。

ただし、電磁調理用器具等のように発熱部が内蔵されているのは除かれます。

(3) 危険物品の持込み

※ 「危険物品」とは、福岡市火災予防条例に掲げる次のものをいいます。

- ① 消防法別表に掲げる危険物(別紙2)
- ② 危険物の規制に関する政令別表第4のうち可燃性固体類及び可燃性液体類
- ③ 一般高圧ガス保安規則第2条第1号に掲げる可燃性ガス
- ④ 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬及び同条第2項に規定するがん具(煙火)

※ ただし、当該禁止行為については、次の承認要件をもって事前に申請をし、博多消防署長が諸般の状況から火災予防上支障がないと認めたときは、禁止行為の解除が認められる場合があります。

■ 喫煙の許可要件

(1) 館内での喫煙は禁止されています。

(2) 喫煙所の設置場所は、避難上又は通行上支障がなく、火元責任者が常時監視できる位置としてください。

また、危険物品その他の易燃性の可燃物を取り扱い、又は展示する場所の付近には設置できません。

(3) 喫煙所には、机、いす、灰皿(水入り)等喫煙に必要なもの以外は設けないでください。

また、スタンド型灰皿を設ける場合は、容易に転倒しない安全性の高いものを使用してください。

(4) 吸殻の処理は、隨時、定められた場所に、安全な方法で行ってください。

■ 裸火使用の許可要件

- (1) 使用する厨房設備器具等(以下「機器等」という。)は、その特性及び性能等が明確で、かつ、安全性が確認できるものを使用してください。
- (2) 機器等の入力最大値は、幅員 6m の主要避難通路に囲まれた範囲の機器入力の合計が、350kw 毎時以下とし、1 個については 70kw 毎時以下としてください。
- (3) 機器等の配置エリアと非機器等の配置エリア間との通路幅員は 6m 以上確保してください。
- (4) 機器等個々の機器入力の合計が 29kw 毎時以下のものにあっては、作業面からの高さが 60cm 以上まで不燃材で三方を囲ってください。
- (5) 機器等個々の機器入力が 29kw 毎時を超え、70kw 毎時以下のものにあっては、床面から 1.7m の高さまで不燃材で三方を囲ってください。
- (6) 機器等は、避難口から 3m 以上離してください。
- (7) 機器等は、不燃材の床上又は安定性のある台上に設置してください。
- (8) 機器等の周囲には、みだりに可燃物品を置かないでください。
- (9) プロパンガスを使用する場合は、施設外にポンベ置場を設置し、転倒防止等の対策を講じるとともに、部外者の侵入を防ぐための囲い及び施錠をしてください。
- (10) 床面に這わせるガス配管は、原則として金属製パイプを使用し直接踏まない構造としてください。また、床面配管から機器等までの配管についても、耐熱ホース等を使用してください。
- (11) 配管・ガスコンロ等は、使用前に漏気検査を実施してください。
- (12) 煙の発生または油類を飛散させないでください。
- (13) 消火器(消火能力単位が 2 以上の規格品)を出店ごとに付加(増設置)してください。
- (14) 機器等の場所(設備又は器具が、床面を占有する部分と作業に必要な床面の合計)は、床面積の 30 分の 1 以下で、かつ 100 m²を超えないようにしてください。
- (15) 出店ごとに、ガス漏れ警報器を設置してください。
- (16) 出店ごとに、火元責任者を定め、見やすい位置に表示してください。

- (17) 従事者等に消火器の取扱要領を説明してください。

■ 危険物品持込みの許可要件

- (1) 危険物品の持込みの数量は、物品によって異なりますので決められた数量以下にしてください。
- (2) 危険物品を持込む場合は、混同して保管しないでください。
- (3) 品名の異なる危険物等は、混同して保管しないでください。
- (4) 保管庫には、危険物保管庫、火気厳禁等必要な表示をしてください。
- (5) 危険物等を貯蔵又は取扱う場所では、危険物等の漏れ、あふれ又は飛散のないようしてください。
- (6) 危険物等を収納した容器は、転倒、落下、衝撃を加えたり、引きずる等の粗暴な取扱いをしないでください。
- (7) 危険物等保管又は取り扱う場所付近では、火気を使用しないでください。
- (8) 危険物等の付着したものをみだりに放置しないでください。
- (9) 危険物等に適応する消火器を設置してください。
- (10) 危険物等の保管管理の徹底を期してください。
- (11) 危険物等を持込もうとするときは、出店名、機器名、危険物等名(例:第〇石油類等)、一日の使用量、使用目的等の一覧表を添付してください。
なお、複数の危険物が持込まれる場合は、その内訳及び危険物の倍数がわかるような資料を添付してください。
- (12) コンサート等の特殊効果として火薬を使用する場合は、使用火薬類の原料をなす火薬または爆薬の量により1回(1公演)の使用につき、次の個数未満で厳守してください。
- | | | |
|-------------------|----------------------------|---------------|
| 0.1グラム以下のもの → 50個 | 0.1グラムを超え、15グラム以下のもの → 10個 | 合計で総量150グラム未満 |
|-------------------|----------------------------|---------------|
- (13) 保管する場合は、不燃性の収納庫に入れ、他の物品と隔離してください。
- (14) 特殊効果等(音玉、光玉、煙玉、パフポット、ジャーブ、銀打ち、スモークマシーン、スパークラー)を持込もうとするときは、出店名、機器名、火薬類等、台数、一日の使用量、使用目的の一覧表を添付してください。

(15) 使用時の注意事項を厳守してください。

(16) 舞台・演出効果のために使用する機器等については、次に掲げる事項を厳守してください。

① 「危険物の規制に関する政令別表第3」に定める特殊引火物・アルコール類及び第1石油類に該当する発煙剤を用いるものは、使用しないでください。

② スモークマシーンを利用する場合は、設置場所・使用時間帯を含むスケジュール、監視員及び消防用設備等の位置を記載した図面、機器の詳細、持込む燃料の種別及び量がわかる書類を添付してください。

③ チタン合金粉末(スパークラー)を利用する場合は、上記②によるもののほか、別に定める安全対策等を講じてください。

■ 補助いす利用時の遵守事項

(1) いす席を設ける場合

① 会議室以外で客席として補助いすを使用する場合は、補助いす使用承認申請が必要です。

なお、申請の際は、会場配置図に設けるメイン通路及び補助通路に色分け及びサイズ等を明示してください。

① いすは、連結(固定)してください。

② 前後のいす背の間隔は80cm以上とし、いす席の間隔(前席の最後部と後席の最前部)は35cm以上、座席の正面幅は40cm以上としてください。また、基準席数8席を超える場合は、前席と後席の間隔を増加する席数ごとに1cmづつ広げてください。

※ 12席並べる場合の計算例 35cm + [12 - 8 (基準席数)] = 39cm

④ 客席の避難通路は、その避難通路を通行して避難する避難対象人員に0.6cmを乗じた幅を確保してください。

なお、縦通路は、最低でも80cm以上、横通路は、100cm以上としてください。

具体的な計算方法は、次のとおりです。

※ 12席20列の場合の計算例

縦通路 $6 \times 10\text{列} \times 2\text{ブロック} \times 0.6\text{cm}/\text{人} = 72\text{cm} < 80\text{cm} 80\text{cm}$

横通路 $6 \times 10\text{列} \times 2\text{ブロック} \times 0.6\text{cm}/\text{人} = 72\text{cm} < 100\text{cm} 100\text{cm}$

※ 16席20列の場合の計算例

縦通路 $8 \times 10\text{列} \times 2\text{ブロック} \times 0.6\text{cm}/\text{人} = 96\text{cm} > 80\text{cm} 96\text{cm}$

横通路 $8 \times 10\text{列} \times 2\text{ブロック} \times 0.6\text{cm}/\text{人} = 96\text{cm} < 100\text{cm} 100\text{cm}$

⑤ 最前列については、ステージ等(ステージ前にフェンスを設置する場合はフェンス)から4m

以上離してください。(※主たるステージがセンターになる場合も同様です。)

⑥ トロッコ等が通る通路は、通路部分を明確にし、十分な警備員の配置を行い安全対策等を講

じてください。(危険と判断された場合は客席内での演出を速やかに中止させていただきます。)

(※ トロッコとは、コンサートで高いカートにタレントの方が乗り移動する装置をいいます。)

⑦ 最前部及び縦に並んだいす席20席ごとに、横通路を確保してください。

⑧ 上記の通路は、いずれも避難口に直通させてください。

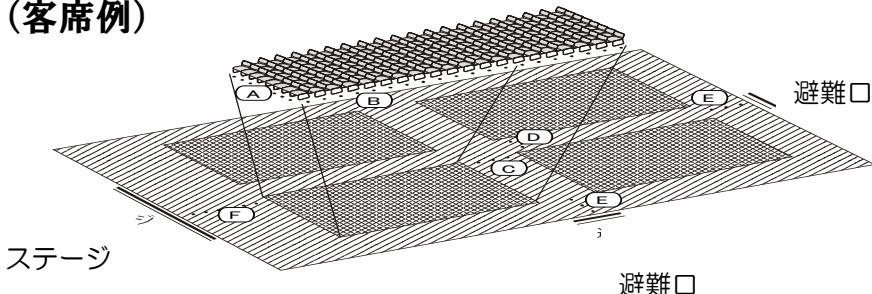
⑨ 立見席を設ける場合は、いす席の後方とし、いす席との間は1m以上とってください。

また、その奥行きは、2.4m以下とし、後方に1m以上の通路を確保してください

⑩ 客席の最前部及び立見席を設ける部分とその他の部分との間には、高さ75cm以上の

手すりを設けてください。なお、下図は、8席以下の標準的なレイアウトを例示したものです。

(客席例)



A	・ 8席以下
B	・ 20席以下
C	・ 1m以上
D	・ 80cm以上
E	・ 2m以上
F	・ 4m以上

(2) スタンディング席(立ち見席)を設ける場合

① スタンディング席(立ち見席)は、バリケード等により区画を設けてください。

② 舞台と最前列の区画部分との間は、幅4m以上設けてください。

- ③ 区画ごとに4人以上の警備員を配置してください。
なお、区画の規模等によっては、さらに十分な警備員等を配置し安全対策等を講じてください。
- ④ 既存の避難口及び避難通路は確保してください。
- ⑤ 避難通路には、段差等の避難上支障となる工作物等は設けないでください。
- ⑥ 非常時には、特殊照明及び音響を直ちに停止でき、避難上有効な明るさの確保と避難誘導が円滑にできるような体制をとってください。
- ⑦ 誘導灯は、消灯しないでください。
- ⑧ 客席部分でのスモークマシーン及び裸火等の使用は行わないでください。

【メッセ A 館】

- ① コンサート開催時の収容人員は、建築防災計画書等に基づき算定された数で最大収容人員14,505人(関係者を含む。)を超えない様にしてください。
- ② 固定いす席及び可動いす席以外の部分をスタンディング席(立ち見席)とする場合、当該部分の収容人員は、 0.4m^2 で除した数としてください。
- ③ 避難口に直通した幅4m以上 の横通路を中心部に設けてください。
- ④ 原則として、幅4m以上 の周囲通路を設けてください。
なお、避難口に面している側は、幅2m以上 の周囲通路を設けてください。
- ⑤ 区画ごとに幅1.8m以上 の縦通路を、区画の後部に幅1.5m以上 の横通路を設けてください。
- ⑥ 区画は、下記の要領を遵守してください。
 - ア 1区画の規模は、 $12\text{m} \times 10\text{m}$ 以内とし、最大通過人員300人とすること。
 - イ 区画は、原則として4面とすること。
 - ウ 前部に高さ1.1m以上 の堅牢な客止め物を設けること。
 - エ 区画内から、2方向避難ができること。

【メッセ B 館】

- ① コンサート開催時の収容人員は、建築防災計画書等に基づき算定された数で最大収容

人員6,200人(関係者を含む。)を超えない様にしてください。

② 固定いす席及び可動いす席以外の部分をスタンディング席(立ち見席)とする場合、当該部分の収容人員は、 0.4m^2 で除した数としてください。

③ 避難口に直通した幅4m 以上の横通路を中央部に設けてください。

④ 原則として、幅4m 以上の周囲通路を設けてください。

なお、避難口に面している側は、幅2m 以上の周囲通路を設けてください。

⑤ 区画ごとに、区画の後部に幅2.5m 以上の横通路を設けてください。

⑥ 区画は、下記の要領を遵守してください。

ア 1区画の規模は、 $10\text{m} \times 42\text{m}$ 以内とし、最大通過人員1,050人とすること。

イ 区画は、原則として4面とすること。

ウ 前部に高さ1.1m 以上の堅牢な客止め物を設けること。

エ 区画内から、2方向避難ができること。

【センター】

① コンサート開催時の収容人員は、建築防災計画書等に基づき算定された数で最大収容人員10,000人(関係者を含む。)を超えないようにしてください。

② スタンディング席(立ち見席)とする場合、当該部分の収容人員は、 0.4m^2 で除した数としてください。

③ 避難口に直通した幅3m 以上の横通路を設けてください。

④ 幅2.5m 以上の周囲通路を設けてください。

⑤ 区画ごとに幅1.8m 以上の縦通路を、区画の後部に幅2m 以上の横通路を設けてください。

⑥ 区画は、下記の要領を遵守してください。

ア 1区画の規模は、 $15\text{m} \times 15\text{m}$ 以内とし、最大通過人員562人とすること。

イ 区画は、原則として4面とすること。

ウ 前部に高さ1.1m以上の堅牢な客止め物を設けること。

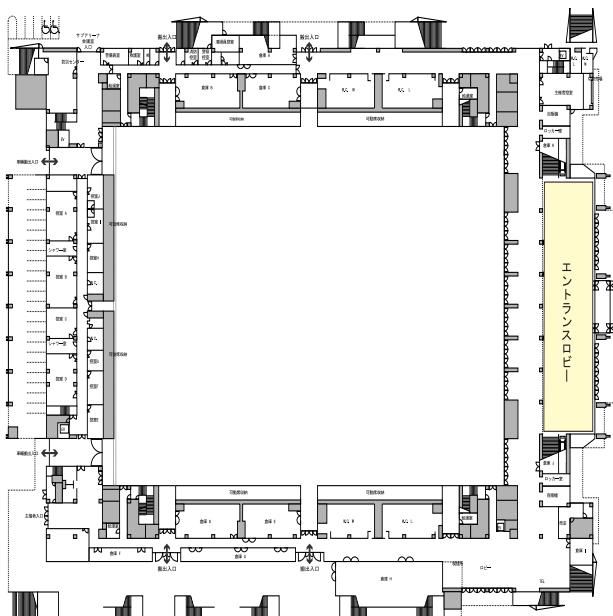
エ 区画内から、2方向避難ができること。

■ 共用部分の利用について

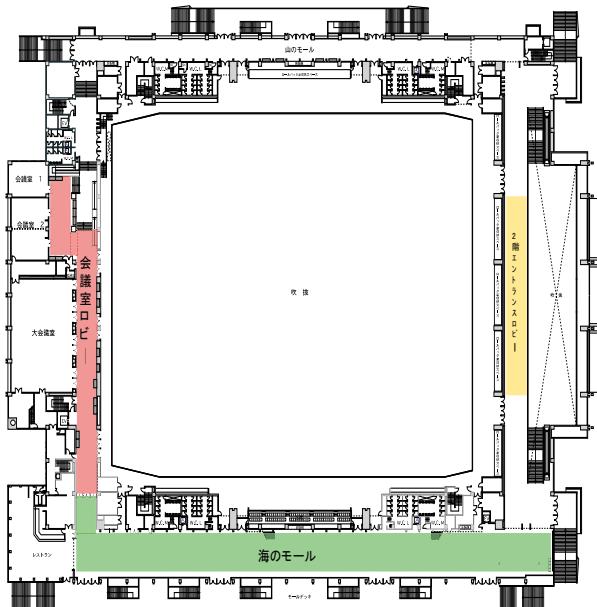
共用部分については、避難通路として位置づけられていることから、防災上厳しい規制があり、避難の障害となるような利用はできないこととされています。特に、占有使用又は間仕切りなどで区切ることは、原則としてできません。利用を希望される場合はプランを確定させる前に事前にオペレーション担当と協議を行ってください。エリア区分については、下記図面をご参照ください。

【メッセ A 館】

(1F)

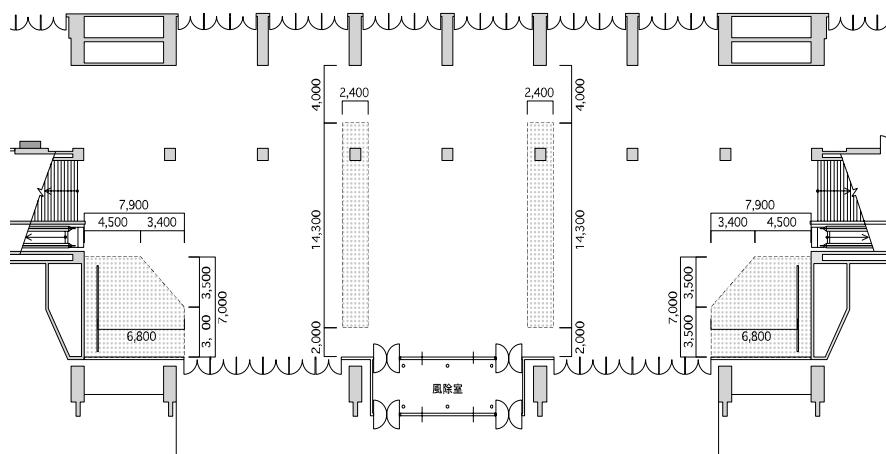


(2F)



(1) エントランスロビー(1F)

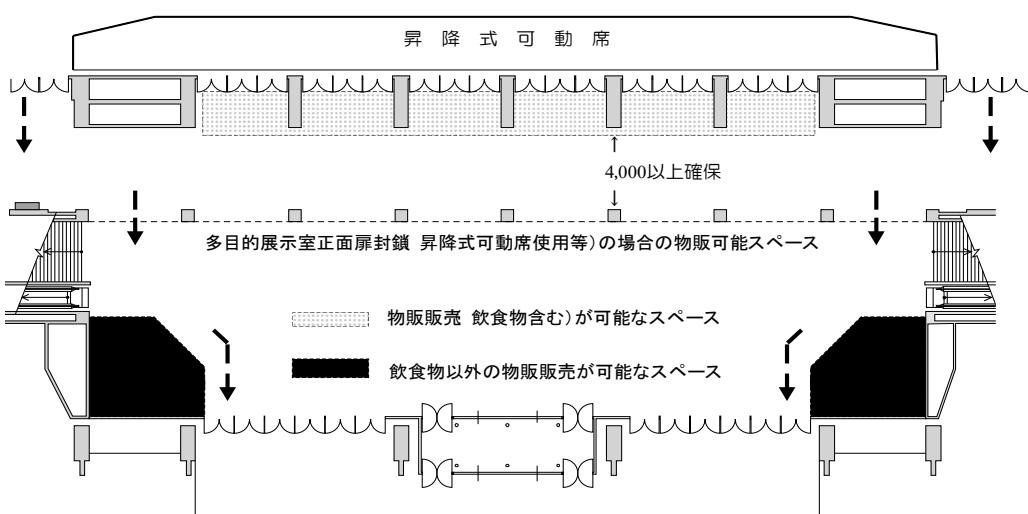
エントランスロビーの本来目的は、避難時の客溜まりスペースです。防災上当施設の主要な避難経路となっていますので、避難動線の障害とならない範囲でイベントを実施する際に最低必要であると判断されるものについては設置を認められることがあります。具体的には登録・受付コーナー、案内コーナー、誘導案内コーナー、誘導案内サイン、アリーナ内で開催される催物に関する式典等に利用できます、下記図面をご参照ください。



(2) エントランスロビー(1F)の物販行為について

イベントの内容に応じて物販等を行うことができます。個別の判断になるため下記の事例を参考にしてください。またプランが確定する前に事前にオペレーション担当と協議を行ってください。

① 昇降式可動席使用の場合

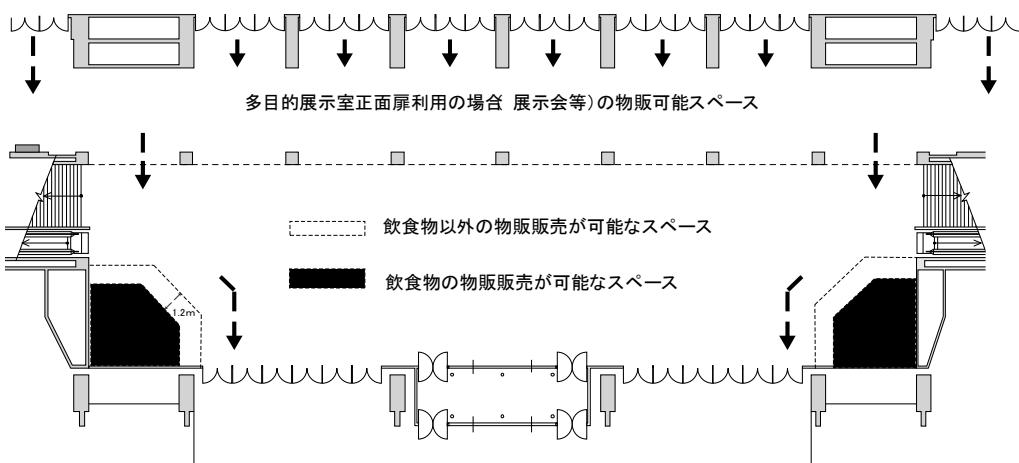


※ 厳守事項

◆ 中央6ブロックの物販は、エントランス入口向きに販売してください。

◆ 火気を使用する物販はできません。

(2) 昇降式可動席を使用しない場合(展示会等の場合)



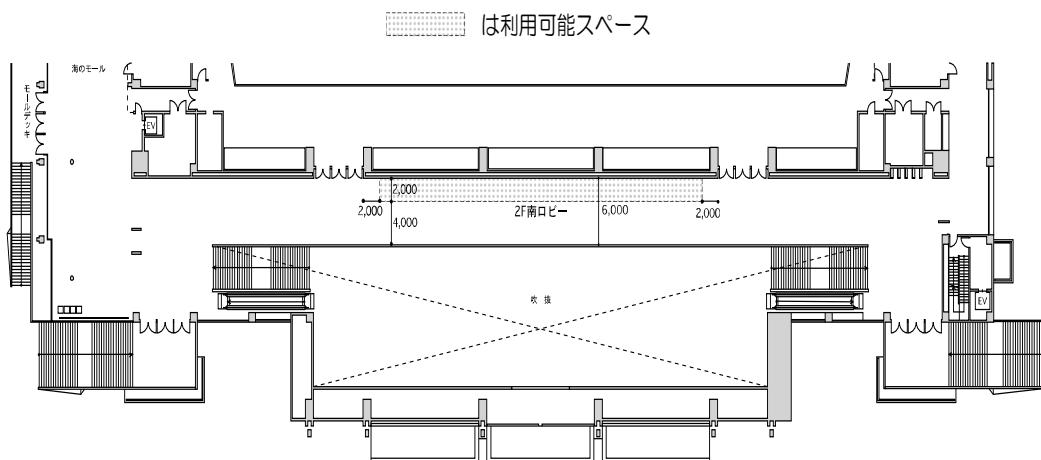
※ 厳守事項

◆ 飲食物の物販も可能、ただし人の滞留がスペースをはみ出さないように注意ください。

◆ 火気を使用する物販はできません。

(3) エントランス(2F)

エントランス 2F も本来の目的は、ロビー的なスペースであり、主たる用途は 2F 部分を利用する場合の通路として利用することとされています。そのためエントランスロビーと同様に防災上厳しい規制があり、特にスペース的にも余裕がないため利用内容が限定されています。現在認められているのは、ソファーやイス等を設置しての休憩所のみです。いずれの場合も避難動線の障害となるような利用は認められません。事前にオペレーション担当と協議してください。また本来の機能として通路幅を4m 確保することが義務づけられています。下記図面をご参照ください。

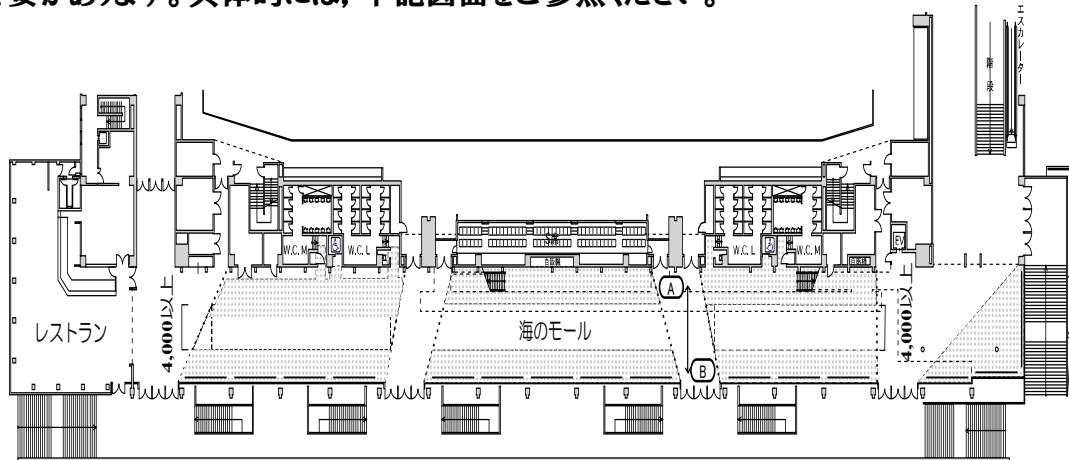


(4) 海のモール(2F)

海のモールも本来はロビー的な空間であり、2F部分を利用する場合の通路としての利用を最優先することとされていますが、多目的展示室内で実施される催物の利用形態に応じて、次のような利用が可能です。ただし、いずれの場合もプランを確定する前に事前にオペレーション担当と協議してください。具体的なプランの作成にあたっては、下記の表をご参考ください。

多目的展示室の利用内容	海のモールで実施可能なプラン
展示会・コンサート・集会・スポーツイベント	簡単なパネル展示、ワゴンセール
海のモール単独利用	パーティー会場等

また、避難通路を確保することが義務づけられており、いずれの利用であっても通路幅4mを確保する必要があります。具体的には、下記図面をご参照ください。

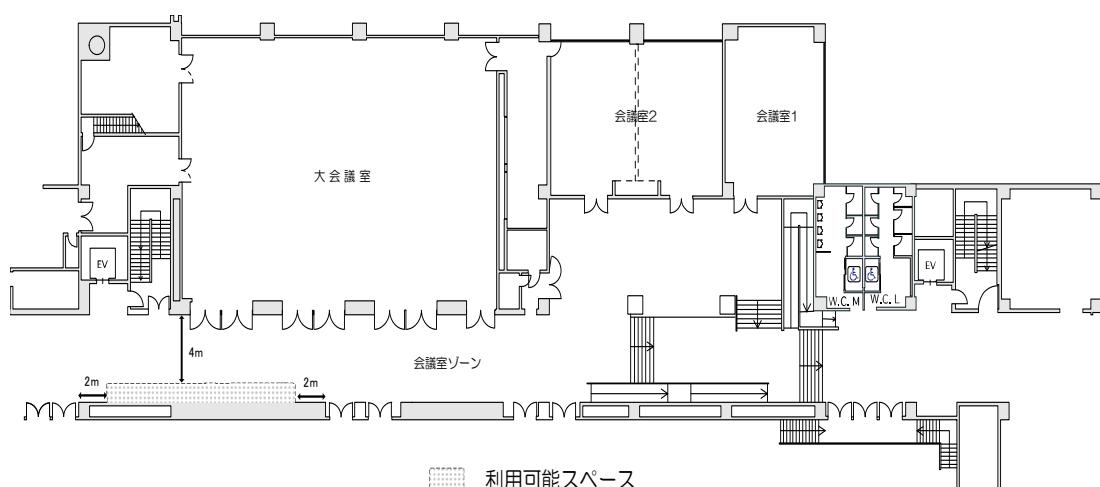


※ 4M以上の通路はA-B方向への移動可能

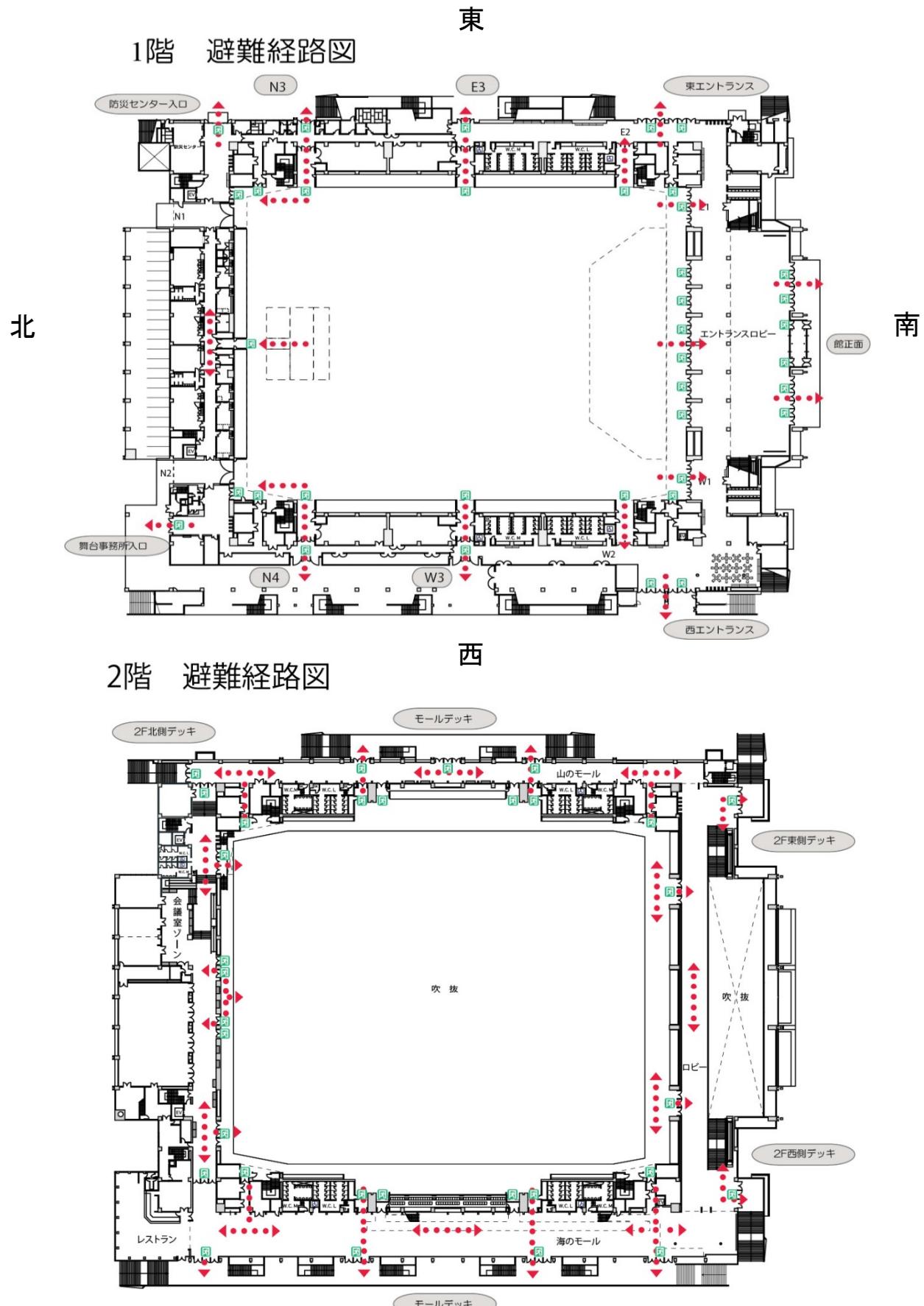
■ 利用可能スペース

(5) 会議室ゾーン(2F)

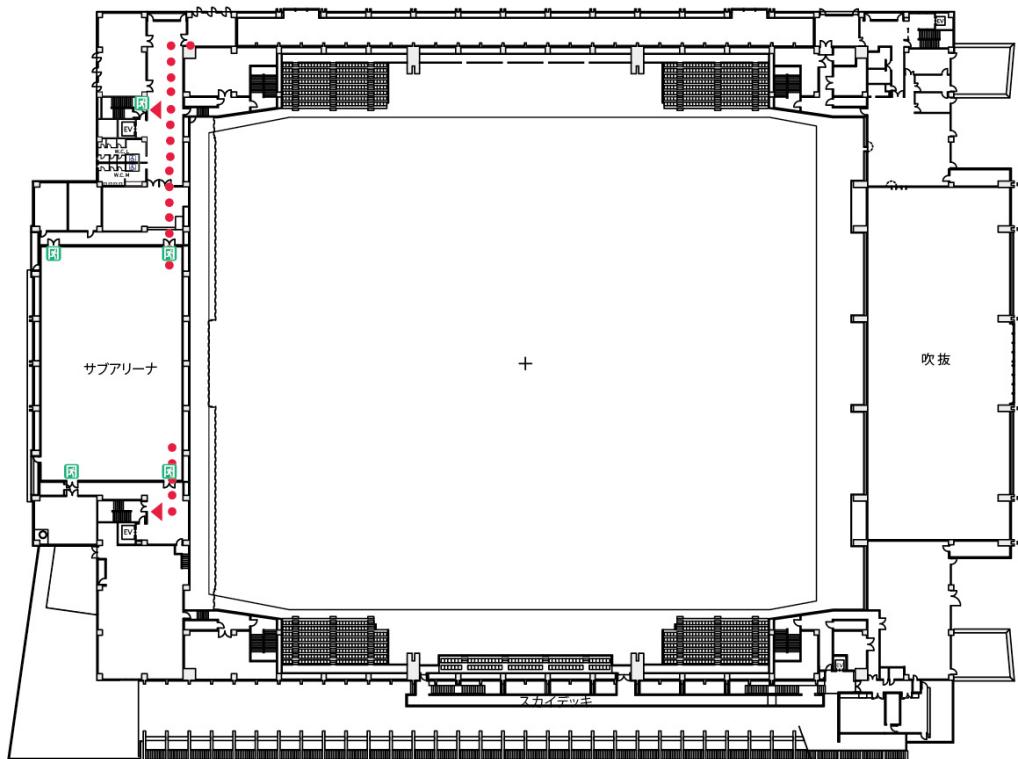
会議室ゾーンについても、会議室並びに多目的展示室からの避難通路となっています。スペース的にあまり広くないため、通路・ロビー的な利用以外は禁止されています。ただし、例外的に会議室でセミナー等を実施する場合の受付等については、認められることがあります。下記図面をご参照ください。



(6) 避難経路について



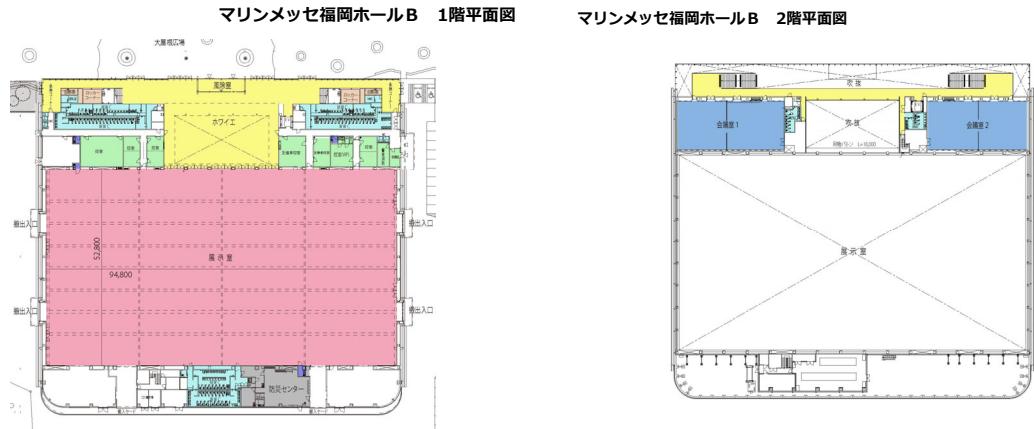
3階 避難経路図



※ 非常時においては正面及び東、西、北側の屋外への扉の鍵は、防災センターで一括開錠いたします。

また、催事によっては、避難口が使用できない箇所がございますのでオペレーション担当にご確認ください。

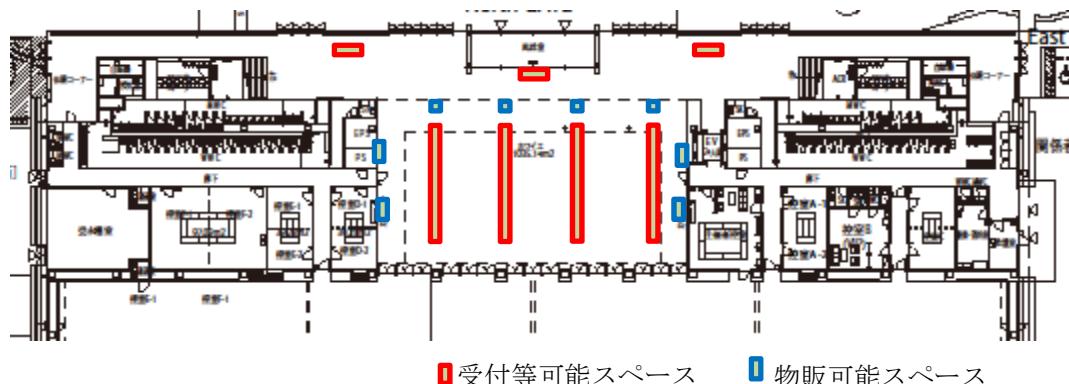
【メッセ B 館】



(1) エントランスロビー (1F)

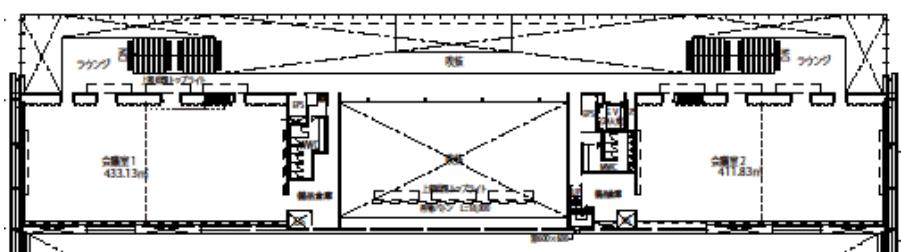
エントランスロビーの本来目的は、避難時の客溜まりスペースです。防災上当施設の主要な避難経路となっていますので、避難動線の障害とならない範囲でイベントを実施する際に最低必要であると判断されるものについては設置を認められることがあります。具体的には登録・受付コーナー、案内コーナー、誘導案内コーナー、誘導案内サイン、アリーナ内で開催される催物に関連する式典等に利用できます。下記図面をご参照ください。

なお、ホワイエ・エントランスは非居室とし、物販等の行為を行うことはできません。



(2) 会議室 (2F)

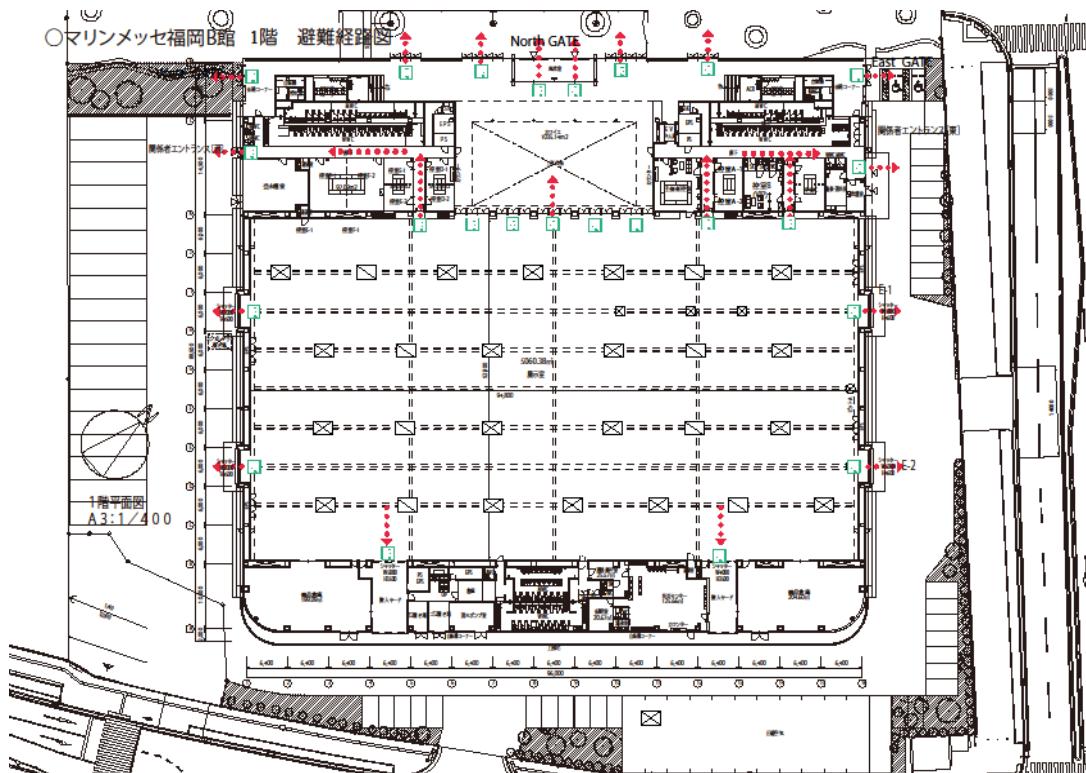
2F ロビーについても、会議室からの避難通路となっています。通路及び両端をラウンジ等の利用以外は禁止されています。ただし、例外的に会議室でセミナー等を実施する場合の受付等については、認められることがあります。下記図面をご参照ください。



(3) 避難経路について

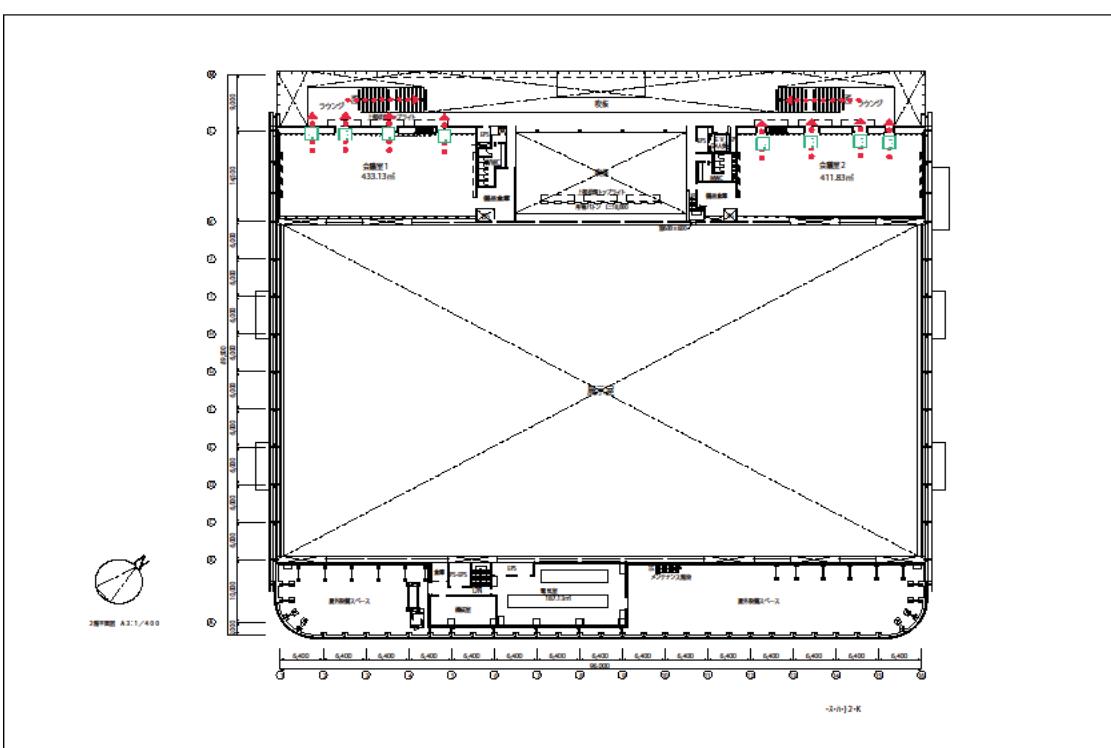
1階 避難経路図

北



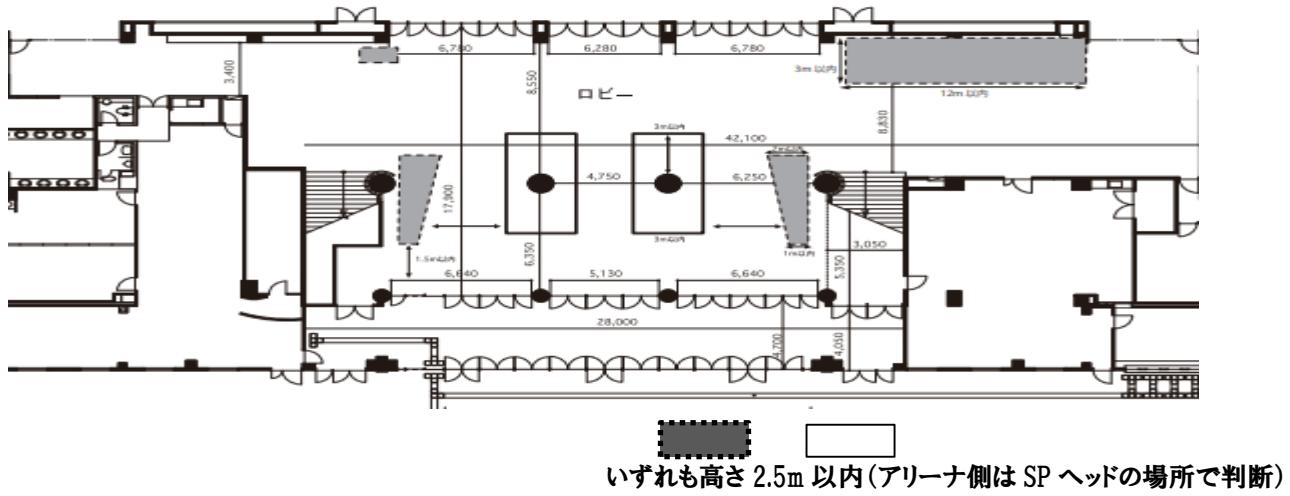
2階 避難経路図

南



【センター】

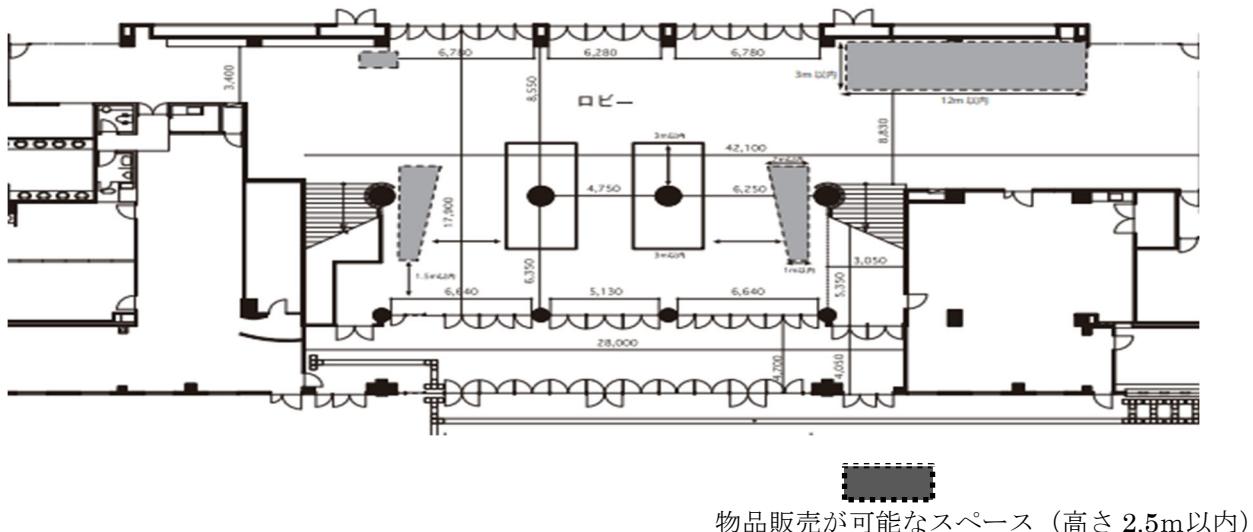
エントランスロビーの本来目的は、避難時の客溜まりスペースです。防災上当施設の主要な避難経路となっていますので、避難動線の障害とならない範囲でイベントを実施する際に最低必要であると判断されるものについては設置を認められることがあります。具体的には登録・受付コーナー、案内コーナー、誘導案内コーナー、誘導案内サイン、アリーナ内で開催される催物に関連する式典等に利用できます。下記図面をご参照ください。



(2) エントランスロビー(1F・2F)

イベントの内容に応じて物販等を行うことができます。個別の判断になるため下記の事例を参考にしたプランを立ててください。またプランが確定する前に事前にオペレーション担当と協議を行ってください。

① エントランスロビー(1F)

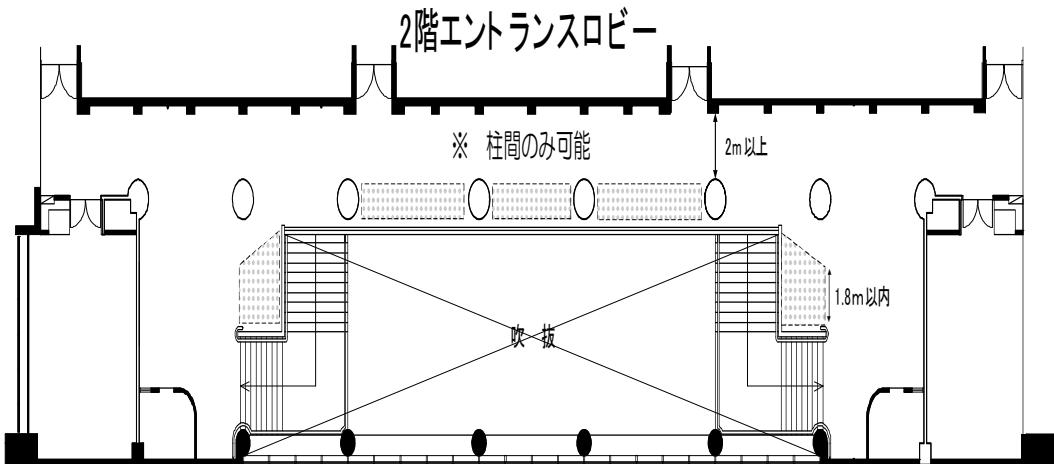


物品販売が可能なスペース (高さ 2.5m以内)

※ 厳守事項

- ◆ 飲食物の物販も可能、ただし人の滞留がスペースをはみ出さないように注意ください。
- ◆ 火気を使用する物販はできません。

② エントランスロビー(2F)



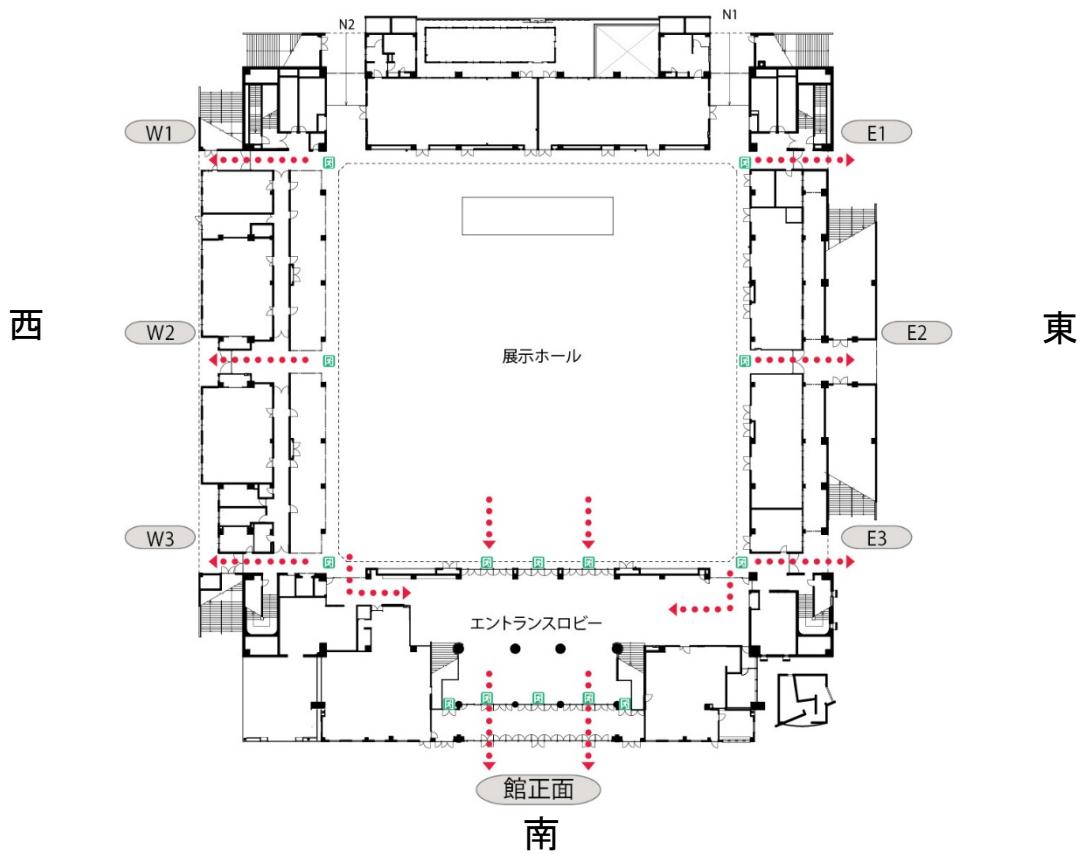
物品販売が可能なスペース (高さ 2.7m以内)

※ 厳守事項

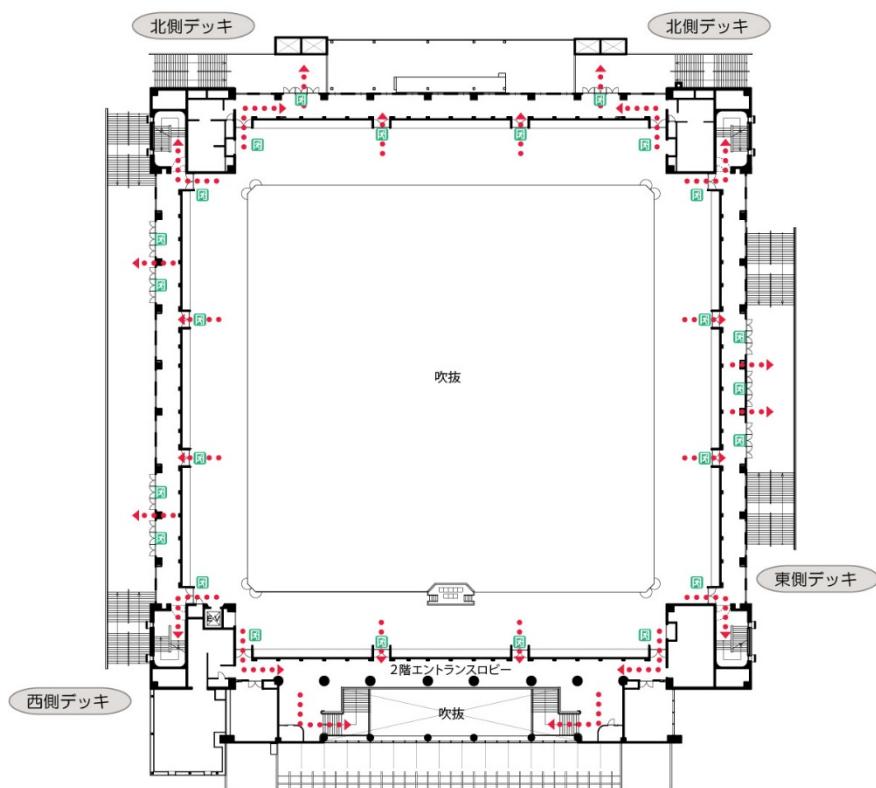
- ◆ 飲食物の物販も可能、ただし人の滞留がスペースをはみ出さないように注意ください。
- ◆ 火気を使用する物はできません。

(3) 避難経路について

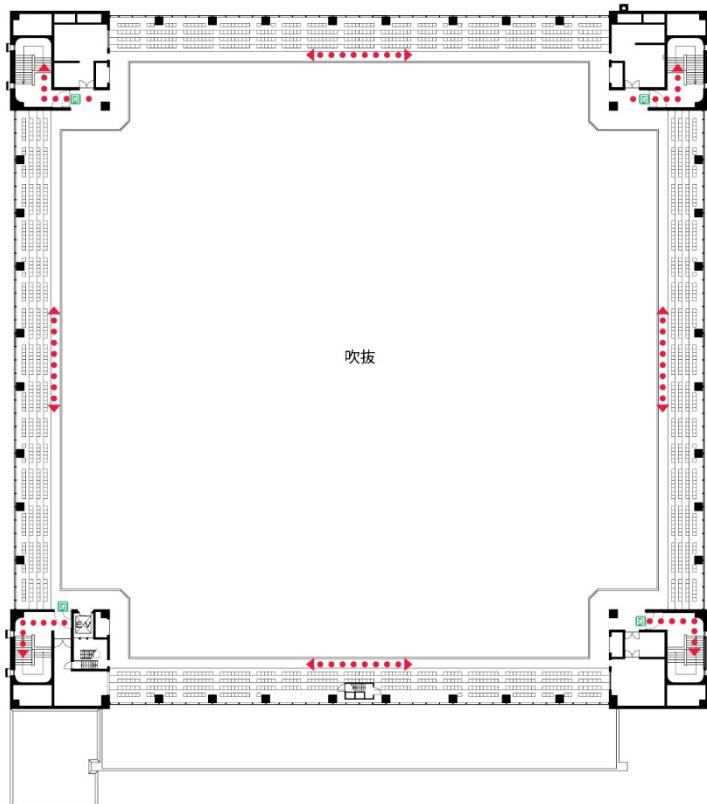
1階 避難経路図 北



2階 避難経路図



3階 避難経路図



※ 催事によっては、避難口が使用できない箇所がございますのでオペレーション担当にご確認ください。

■ マリンメッセテラス利用範囲について

- (1) マリンメッセテラス(以下「テラス」という。)は、原則屋外的スペースとして利用されるものです。
- (2) テラス及びテラス以外のスペースは、避難動線や緊急車両の通行障害を生じない範囲(幅員4m以上の通路を確保)で利用してください。
- (3) メッセA館及びメッセB館と一体としてテラスを利用する場合は、メッセA館及びメッセB館で提出する催物開催届出書等にテラスの利用方法を追加してください。
- (4) テラス単独で利用する場合は、催物開催届出書等が必要になる場合があります。オペレーション担当及び博多消防署にご相談ください。
- (5) テラスで裸火を使用する場合は、状況により消火器の設置又は露店等の開設届出書等が必要となる場合があります。オペレーション担当及び博多消防署にご相談ください。

■ マリンメッセテラス以外の屋外利用について

- (1) テラス以外の屋外は、避難動線や緊急車両の通行障害を生じない範囲(幅員4m以上の通路を確保)で利用してください。
- (2) 屋外で裸火を使用する場合は、状況により消火器の設置又は露店等の開設届出書が必要となる場合があります。オペレーション担当及び博多消防署にご相談ください。

資料

■ 自衛消防隊組織・編成表(任務分担表)	1~2
■ 主催者自衛消防組織表	3
■ 火災予防上危険な物品と持込み許可数量.....	4~5
■ 防災上危険な物品として規制される可燃性ガス	6
■ 防災上危険な物品として規制される火薬類	7
■ 許可基準	8~9
■ 4施設「催物開催届出等」の要否について	10
■ 消防関係届出書類について	
○ 展示会の場合	11
○ コンサート及び集会の場合	12
■ 届出書類記載例	
◇ 催物開催届出書	
○ 展示会の場合の記載例	13
○ コンサートの場合の記載例	14
○ 集会の場合の記載例	15
◇ 噴煙等許可申請書	
○ 裸火使用の場合の記載例	16
○ 特殊効果の場合の記載例.....	17
◇ 補助いす使用承認申請書	
○ コンサートの場合の記載例	18
○ 集会の場合の記載例	19

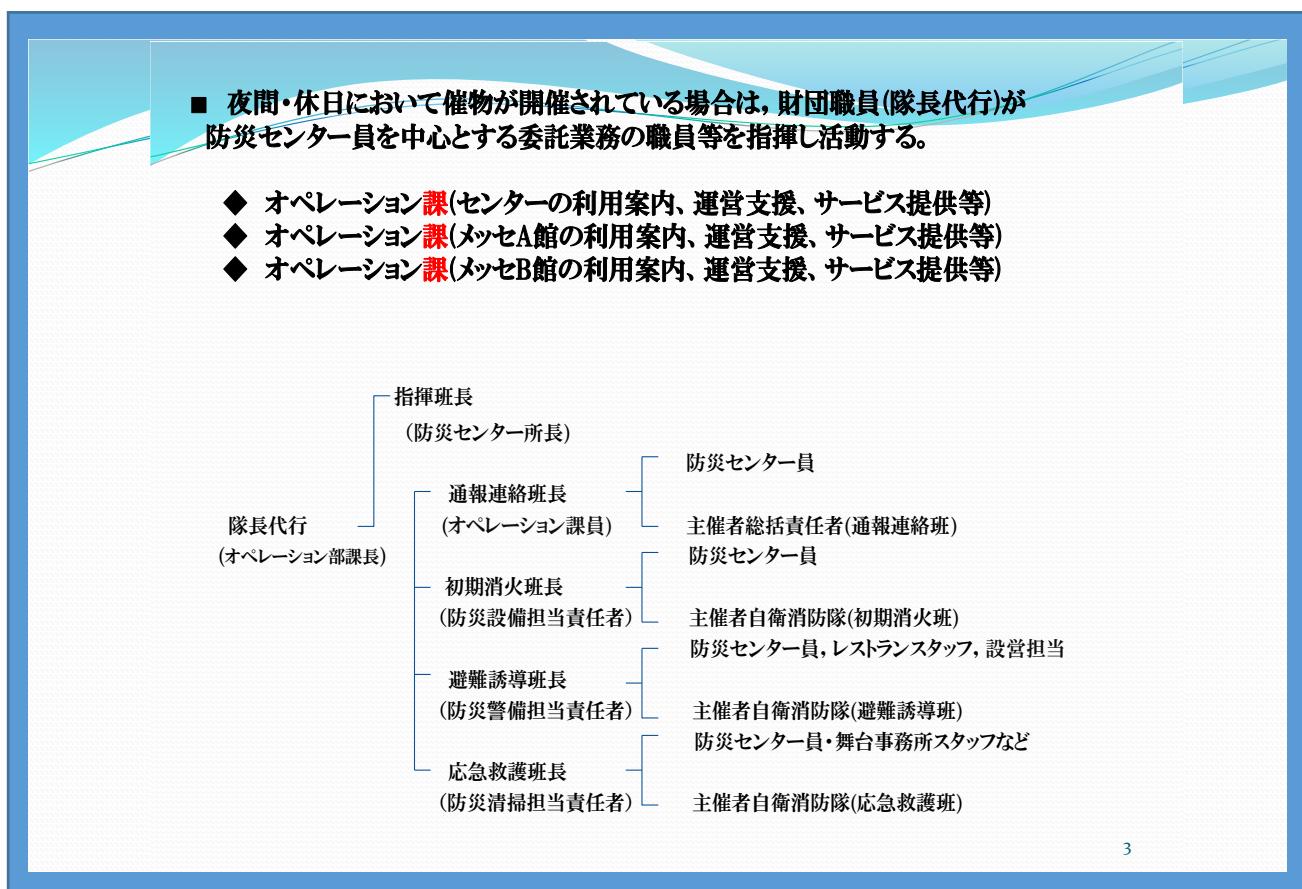
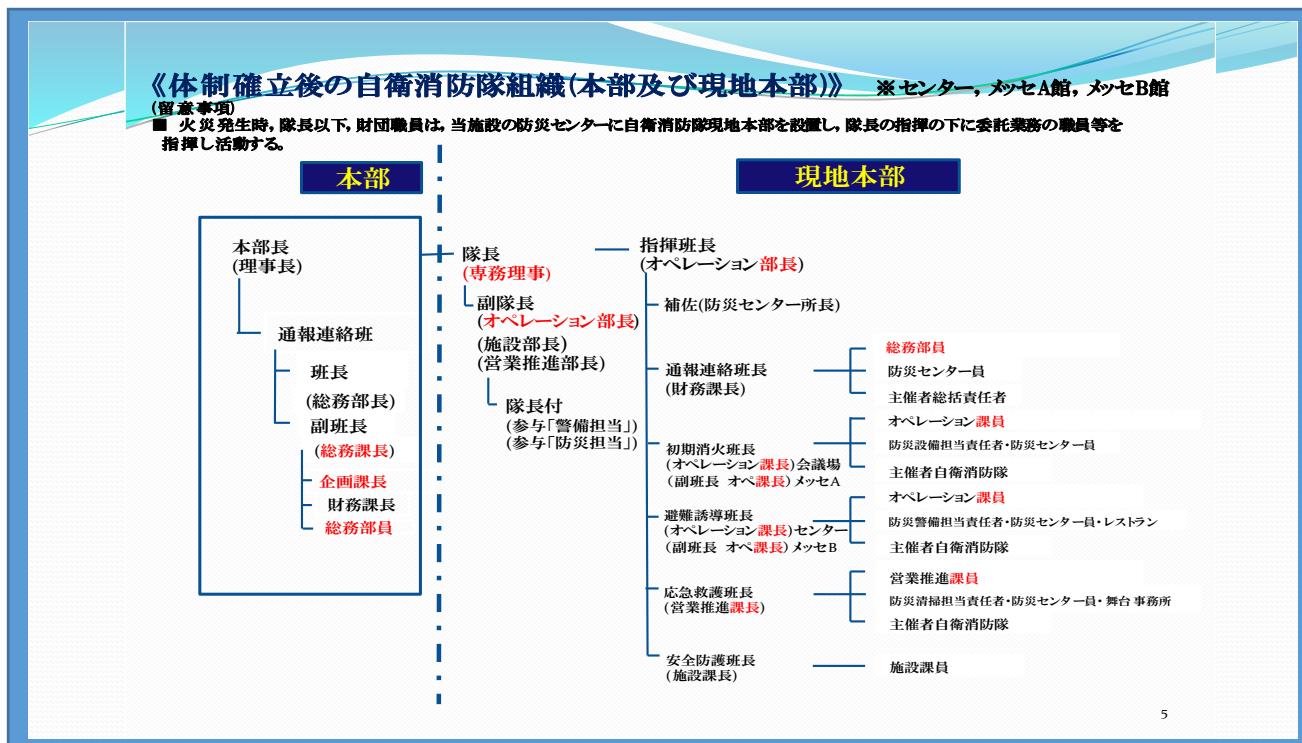
◇ 露店等の開設届出書

○ 記載例 20

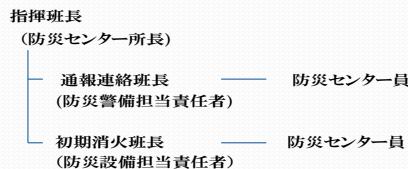
参 考

■ チタン合金粉末を用いて火花を噴出させる演出用機器の安全対策等 21~22

自衛消防組織・編成表(任務分担表)※火災発生時



■ 夜間・休日において催物が開催されていない場合は、防災センター所長を中心に委託業務の職員等を指揮し活動する。
※ 避難誘導及び応急救護班は、必要に応じて設置する。

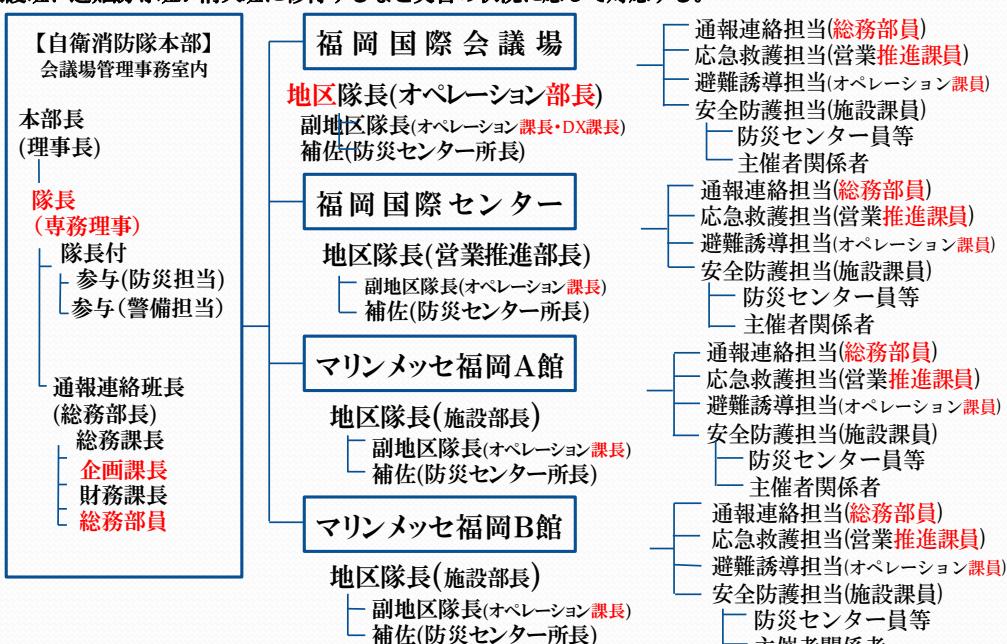


3

自衛消組織・編成表(任務分担表)※地震発生時

《地震発生時における自衛消防隊の編成(4施設)》

■ 地震は、4施設同時期に発生するため、各施設で自衛消防隊を編成する。各施設における活動人員(財団職員)については、催事開催・被害の状況を勘案し重点的に配置する。また、火災が発生した場合は、応急救護班、避難誘導班が消火班に移行するなど災害の状況に応じて対応する。



※ 休日、夜間で催物が開催されている場合は、オペレーション課長等を指揮者とし各施設の防災センター員、警備員及び催事主催者等が活動する。

12

主催者自衛消防組織表

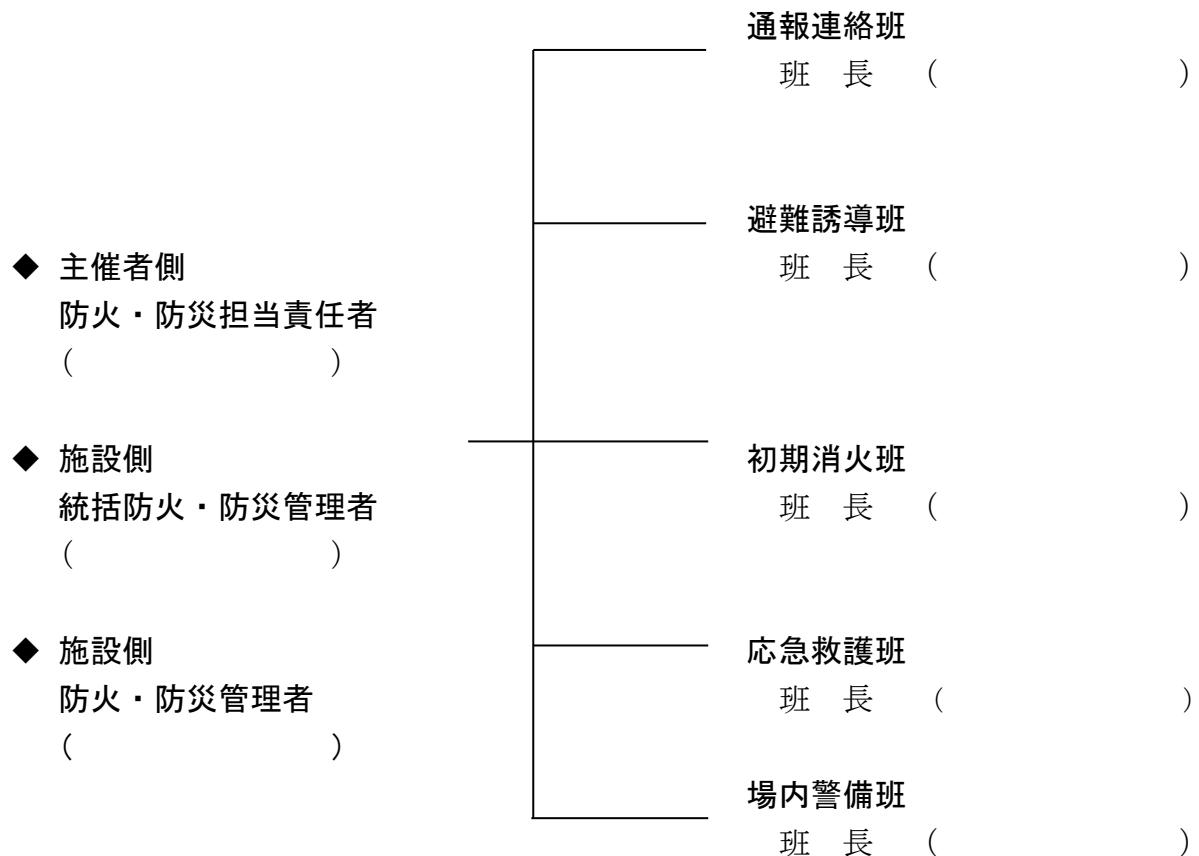
◇ 催物名称 _____

◇ 主催者名 _____

◇ 使用面積 _____ m²

◇ 会期 ○年 ○月 ○日 ~ ○年 ○月 ○日

◇ 教育訓練日(予定) ○年 ○月 ○日 ~ ○時 ○分 ~ ○時 ○分



■ 火災予防上危険な物品と持ち込み許可数量

[別紙2]

類別性質	品名	危険物品の例	指定数量	許可される数量(展示会)	許可される数量(客席・舞台)	
第1類 酸化性固体	1 塩素酸塩類 2 過塩素酸塩類 3 無機過酸化物 4 亜塩素酸塩類 5 臭素酸塩類 6 硝酸塩類 7 よう素酸塩類 8 過マンガン酸塩類 9 重クロム酸塩類 10 その他政令で定めるもの (1) 過よう素酸塩類 (2) 過よう素酸 (3) クロム、鉛又はよう素の酸化物 (4) 亜硝酸塩類 (5) 次塩素酸塩類 (6) 塩素化イソシアヌル酸 (7) ベルオキソ二硫酸塩類 (8) ベルオキソほう酸塩類 11 前各号のいずれかを含有するもの	第1種酸化性固体	塩素酸カリウム 亜塩素酸ナトリウム 臭素酸ナトリウム 過酸化カルシウム 過マンガン酸カリウム 亜硝酸カリウム 硝酸アンモニウム	50kg	5kg未満	0.5kg未満
	第2種酸化性固体	さらし粉 (次亜塩素酸カルシウム) 塩素酸ナトリウム 過酸化亜鉛 過塩素酸ナトリウム 硝酸カリウム	300kg	30kg未満	3kg未満	
	第3種酸化性固体	硝酸アンモニウム 重クロム酸カリウム 次塩素酸ナトリウム	1,000kg	100kg未満	10kg未満	
第2類 酸化性固体	1 硫化リン 2 赤リン 3 硫黄 4 鉄粉	硫化リン 赤リン 硫黄 鉄粉	100kg	10kg未満	1kg未満	
	5 金属粉 6 マグネシウム 7 その他政令で定めるもの 8 前各号のいずれかを含有するもの	第1種可燃性固体	アルミニウム粉 マンガン粉 チタニウム粉 亜鉛粉 マグネシウム粉	500kg	50kg未満	5kg未満
	第2種可燃性固体		500kg	50kg未満	5kg未満	
	9 引火性固体	固体アルコール ラッカーパテ テトラメトキシチタン マグネシウムエチラート	1,000kg	100kg未満	10kg未満	
第3類 自然発火性物質及び禁水性物質	1 カリウム 2 ナトリウム 3 アルキルアルミニウム 4 アルキルリチウム 5 黄リン 6 アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く。）及びアルカリ土類金属 7 有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。） 8 金属の水素化物 9 金属のりん化物 10 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 11 その他政令で定めるもの (1) 塩素化けい素化合物 12 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	カリウム ナトリウム アルキルアルミニウム アルキルリチウム 黄リン 第1種自然発火性物質及び禁水性物質 第2種自然発火性物質及び禁水性物質 第3種自然発火性物質及び禁水性物質	10kg 10kg 50kg 300kg	1kg未満 1kg未満 5kg未満 30kg未満	0.1kg未満 0.1kg未満 0.5kg未満 3kg未満	
第4類 引火性液体	1 特殊引火物（発煙剤を除く）		二硫化炭素 アセトアルデヒド ジエチルエーテル 酸化プロピレン ペンタン ジメチルクロロシラン	50L	5L未満	0.5L未満
	2 第1石油類（発煙剤を除く）	非水溶性液体	ガソリン、ベンゼン トルエン、ヘキサン 石油ベンジン、メチルエチルケトン	200L	20L未満	2L未満
	水溶性液体	アセトン アクリロニトリル ブチアルコール ピリジン	400L	40L未満	4L未満	
	3 アルコール類（発煙剤を除く）		メチル、エチル及びプロピルアルコール	400L	40L未満	4L未満
	4 第2石油類	非水溶性液体	灯油、軽油 キシレン スチレン エチルベンゼン	1,000L	100L未満	10L未満
	水溶性液体	酢酸、乳酸エチル アリルグリコール アクリル酸	2,000L	200L未満	20L未満	
	5 第3石油類	非水溶性液体	重油、クレオソート油、アニリン クレゾール	2,000L	200L未満	20L未満
	水溶性液体	グリセリン エチレングリコール	4,000L	400L未満	40L未満	
	6 第4石油類		ギヤー油 マシン油 シリンドー油	6,000L	600L未満	60L未満
	7 動植物油類		なたね油、ごま油、綿実油	10,000L	1,000L未満	100L未満

第 5 類 自 己 反 応 性 物 質	1 有機過酸化物 2 硝酸エステル類 3 ニトロ化合物 4 ニトロソ化合物 5 アゾ化合物 6 ジアゾ化合物 7 ヒドラジンの誘導体 8 その他政令で定めるもの (1) 金属のアジ化物 (2) 硝酸グアニジン 9 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの	第1種自己反応性物質 第2種自己反応性物質	過酸化ベンゾイル アジ化ナトリウム トリニトロトルエン ニトロセルロース 硫酸ヒドラジン ニトロエタン ビクリン酸	10 k g	1 k g 未満	0.1 k g 未満
				100 k g	10 k g 未満	1 k g 未満
第 6 類 酸 化 性 液 体	1 過塩素酸 2 過酸化水素 3 硝酸 4 その他政令で定めるもの (1) ハロゲン間化合物 5 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの		過塩素酸 過酸化水素 硝酸 五ふつ化よう素	300 k g	30 k g 未満	3 k g 未満

■ 防災上危険な物品として規制される可燃性ガスについて

[別紙3]

1 規制対象物品名

品 名	プロパン、メチルエーテル、アクリロニトリル、アクロレイン、アセチレン、アセトアルデヒド、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチルアミン、エチルベンゼン、エチレン、塩化エチル、塩化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、酸化プロピレン、シアノ化水素、シクロプロパン、ジンラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、トリチルアミン、二硫化炭素、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プロピレン、プロムメチル、ベンゼン、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、硫化水素及びその他のガスであって次の①又は②に該当するもの。 ① 爆発限界（空気と混合した場合の爆発限界をいう。以下同じ。）の下限が 10 パーセント以下のもの ② 爆発限界の上限と下限の差が 20 パーセント以上のもの
-----	---

2 上記品名のうち持ち込み可能な基準

基 準	区 分	品 名	許可される数量
	展示会利用	内容積 1 リットル以下の容器内における液化ガスであって、温度 35 度において圧力 0.8 メガパスカル以下の毒性ガスを含まない液化ガス (具体例) ガスライター ガスライターの充填用ガス容器 容器埋込型卓上ガスコンロ用ガス容器 エアゾール製品	ガス総重量が、 5 キログラム未満
	客席及び舞台利用	※注 消費を目的としたプロパンガスボンベの持ち込みは一切できません。	ガス総重量が 0.5 キログラム未満

■ 防災上危険な物品として規制される火薬類について

[別紙4]

1 規制対象物品名

品 名	1 火薬
	① 黒色火薬その他硝酸塩類を主とする火薬
	② 無煙火薬その他硝酸エステルを主とする火薬
	③ その他①又は②に掲げる火薬と同等に推進的爆発の用途に供せられる火薬であって経済産業省令で定めるもの
	2 爆薬
	① 雷こう、アジ化鉛その他起爆薬
	② 硝安爆薬、塩素酸カリ爆薬、カーリットその他硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素塩を主とする爆薬
	③ ニトログリセリン、ニトログリコール及び爆発の用途に供せられるその他の硝酸エステル
	④ ダイナマイトその他の硝酸エステルを主とする爆薬
	⑤ 爆発の用途に供せられるトリニトロベンゼン、トリニトロトルエン、ピクリン酸、トリニトロクロルベンゼン、テトリル、トリニトロアニソール、ヘキサニトリジフェルアミン、トリメチレントリニトロアミン、ニトロ基を三以上含むその他のニトロ化合物及びこれらを主とする爆薬
	⑥ 液体酸素爆薬その他の液体爆薬
	⑦ その他①から⑥までに掲げる爆薬と同等に破壊的爆発の用途に供せられる爆薬であって経済産業省令で定めるもの
	3 火工品
	① 工業雷管、電気雷管、銃用雷管及び信号雷管
	② 実包及び空砲 ③ 信管及び火管
	④ 導爆線、導火線及び電気導火線 ⑤ 信号焰管及び信号火せん
	⑥ 煙火その他前2号に掲げる火薬又は爆薬を使用した火工品（がん具煙火も含む）

2 上記品名のうち持ち込み可能な基準

基 準	区 分	持ち込みが許可される基準
	展示会利用	消費を目的とした火薬類の持ち込みはできません 商品としてがん具用煙火を販売する場合は、5キログラム未満ただし、保管方法や他の可燃物と一定の距離をとって販売する等の安全対策が必要であること
	舞台及び客席利用	火薬類（打ち上げ煙火以外の煙火に限る。）は、火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1公演の使用につき、次の個数未満であること 0.1グラム以下のものは50個 0.1グラムを超える15グラム以下のものは10個 総量150グラム未満

許可基準

1 劇場等

別紙 5

指定場所	禁止行為	許可基準
舞 台	喫 煙	<p>1 吸殻容器が設けられていること。</p> <p>2 適応する消火器(能力単位2以上)が1個以上付加設置されていること。</p> <p>3 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>4 演技上、必要なものに限ること。</p> <p>5 幕類、大道具用の合板が防炎処理されていること。</p>
客 席		1 ます席にあっては、ます席に1個以上の金属灰皿が設けられていること。
舞 台	裸火の使 用	<p>1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保されていること。</p> <p>2 可燃物の転倒又は落下等のおそれがないこと。</p> <p>3 幕類、大道具用の合板が防炎処理されていること。</p> <p>4 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。</p> <p>5 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。</p> <p>6 適応する消火器(能力単位2以上)が1個以上付加設置されていること。</p> <p>7 使用する裸火の特性、性能等が明確であること。</p> <p>8 使用量は演技上必要最小限であること。</p> <p>9 火花を発するものは、当該火花の飛距離が2メートル以内であること。</p> <p>10 火炎を有するものは、火花の長さが概ね20センチメートル以内であること。</p> <p>11 曲芸又は奇術等で使用する特殊な炎の大きさは、必要最小限とし、その特性、性能等が確認されていること。</p> <p>12 電気器具は、1個につき定格消費電力が2キロワット以下であること。</p> <p>13 気体燃料を使用する設備又は器具、カートリッジ式器具に限ること。</p>
客 席	危険物品の持ち込み	<p>1 防火上、避難上又は通行の支障とならないこと。</p> <p>2 転倒又は落下等のおそれがないこと。</p> <p>3 幕類、大道具用の合板が防炎処理されていること。</p> <p>4 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。</p> <p>5 適応する消火器(能力単位2以上)が1個以上付加設置されていること。</p> <p>6 危険物は、危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>7 可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第7に定める数量の100分の1未満であること。</p> <p>8 可燃性ガス容器(ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。)はガス総重量0.5キログラムに相当する個数未満であること。</p> <p>9 火薬類(打ち上げ煙火以外の煙火に限る。)は、火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1回(ワンステージとする。)の使用につき、次の個数未満であること。</p> <p>(1) 0.1グラム以下のものは50個</p> <p>(2) 0.1グラムを超える15グラム以下のものは10個</p> <p>10 煙霧発生機等で、舞台効果のために使用する機器(危政令別表第3に定める特殊引火物、アルコール類及び第1石油類に該当する発煙剤を用いるものは持ち込み禁止とする。)については、次によること。</p> <p>(1) 特性、性能等が明確で、かつ安全性が確認されていること。</p> <p>(2) 機器に対する知識、技術を有する専門員が取扱うこと。</p>
公 衆 の 出 入り す る 部 分	危険物品の持ち込み	<p>1 防火上、避難上又は通行上支障がないこと。</p> <p>2 転倒又は落下等のおそれがないこと。</p> <p>3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。</p> <p>4 適応する消火器(能力単位2以上)が1個以上付加設置されていること。</p> <p>5 危険物は、危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>6 可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第7に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>7 可燃性ガス容器(ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。)はガス総重量5キログラムに相当する個数未満であること。</p> <p>8 火薬類は、がん具用煙火(クラッカーに限る。)で総薬量が0.1キログラム未満であること。</p>

許 可 基 準

2 百貨店等

別紙 6

指定場所	禁止行為	許 可 基 準
売 場		<p>1 周囲及び上方の可燃物から安全な距離が確保できること。</p> <p>2 可燃物の転倒又は落下等のおそれがないこと。</p> <p>3 従業員等による監視、消火及び使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>4 火気使用場所ごとに適応する消火器(能力単位2以上)が1個以上付加設置されていること。</p> <p>5 階段等から水平距離2メートル(大規模百貨店等にあっては3メートル)以上離れていること。 (不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>6 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離5メートル以上離れていること。(不燃材料で造った壁で防火上有効にしや断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>7 電気を熱源とする火気使用設備又は器具は、次によること。</p> <p>(1) 特性、性能が明確で、かつ、安全性が確認されていること。</p> <p>(2) 電気配線は、関係法令に基づき適正に施工されていること。</p> <p>8 裸火の使用</p> <p>(1) 液化ガスを使用する場合はカートリッジタイプの燃料容器であること。</p> <p>(2) 特性、性能が明確で、かつ、安全性が確認されていること。</p> <p>(3) 消費量は、1個につき60,000キロカロリー毎時以下、総消費量は許可単位ごとに公衆の出入りする部分と合算して、300,000キロカロリー毎時以下であること。 (ただし、自動消火装置を設置した部分は、合算しないものとする。)</p> <p>(4) ガス流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。(カートリッジ式器具を除く。)</p> <p>9 固体燃料を熱源とする火気使用設備又は器具は、次によること。</p> <p>(1) 使用量は、許可単位ごとに公衆の出入りする部分と合算して、一日につき木炭15キログラム、煉炭10キログラム、豆炭5キログラム以下であること。</p> <p>10 火気使用場所(設備又は器具が床面を占有する部分と作業に必要な床面(設備又は器具から概ね1m)を合わせたものをいう。以下同じ。)には、スプリンクラー設備又は水噴霧消火設備が設置されていること。(これらの設備が設置されていないものにあっては、火気使用場所の床面積(設備又は器具が占有する床面積と作業に必要な床面積を合わせたもの)の合計が、当該階の床面積の30分の1以下で、かつ、100平方メートルを超えないこと。)</p> <p>11 火気使用場所の構造は次によること。</p> <p>(1) 恒常的に使用する火気使用設備又は器具は、作業に必要な面を除き、三方を床面から1.7メートル以上の高さまで不燃材で囲うこと。ただし、防火区画又は不燃区画された部分に設置されている場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 前(1)以外の火気使用設備又は器具は、次のア、イによること。</p> <p>ア 各々の設備又は器具の消費量が25,000キロカロリー毎時以下のものにあっては、作業に必要な面を除き、三方を設備又は器具から60センチメートル以上の高さまで不燃材で囲うこと。</p> <p>イ 各々の設備又は器具の消費量が25,000キロカロリー毎時を超え60,000キロカロリー毎時以下のものにあっては、作業に必要な面を除き三方を床面から1.7メートル以上の高さまで不燃材で囲うこと。</p> <p>(3) 前(1)及び(2)において、鉄板焼、湯沸設備、簡易湯沸器等、炎が直接外部に露出していない設備又は器具については、囲いを省略することができる。</p>
	危険物品の持ち込み	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 適応する消火器(能力単位2以上)が1個以上付加設置されていること。</p> <p>3 階段等から水平距離2メートル(大規模百貨店等にあっては3メートル)以上離れていること。 (不燃材で防火上有効にしや断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>4 火気使用場所から水平距離5メートル以上離れていること。(不燃材料で防火上有効にしや断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>5 保管する場合は、他の物品と混在しないように不燃性の収納庫にいれ、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 危険物は、許可単位ごとに危政令別表第3に定める指定数量の5分の1未満であること。</p> <p>7 可燃性固体類及び可燃性液体類は、許可単位ごと条例別表第7に定める数量の5分の1未満であること。</p> <p>8 可燃性ガス容器(ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。)は、許可単位ごとにガス総重量5キログラムに相当する個数未満であること。</p>

4施設「催物開催届出等」の要否について

改定 令和3年3月15日

主催者等の利用形態		利用の目的	催物開催 届出書	自衛消防 隊組織表	喫煙等許可申請			補助いす使 用承認申請
					喫煙をする 場合	裸火を使用 する場合	危険物品を 持込む場合	
国 際 会 議 場	多目的ホールの単独利用	① 会議系 (例;会社説明会, 内覧会, レセプション等)	×	×	○	○	○	×
		② 会議系以外 (例;展示会, スポーツ, 将棋大会等)	○	○	○	○	○	○
	③ 多目的ホールとメインホールの一体的利用(会議系利用は除く。)		○	○	○	○	○	○
	④ メインホールの単独利用	コンサート, 演劇等	○	○	○	○	○	—
	全館利用	⑤ 会議系 (例;会社説明会, 内覧会, レセプション等)	×	×	○	○	○	○
		⑥ 会議系以外 (例;展示会, スポーツ等)	○	○	○	○	○	○
	会議室の単独利用	⑦ 会議系 (例;会社説明会, 内覧会, レセプション等)	×	×	○	○	○	×
		⑧ 会議系以外 (例;展示会等)	×	×	○	○	○	×
国 国 際 セ ン タ 館	ホールの単独利用	観覧, 展示会等	○	○	○	○	○	○

◇ 消防関係届出書類について

(1) 展示会の場合

- ① 必ず提出が必要な書類（ア 博多消防署へ提出；原本2部、イ 財団へ提出；複写1部）

催物開催届出
＊記載要領は別紙参照

会場レイアウト図
＊避難経路を赤字で記したもの

自衛消防隊編成表
＊記載要領は別紙参照

- ② 追加で提出が必要な書類（ア 博多消防署へ提出；原本2部、イ 財団へ提出；複写1部）

《会場内で裸火を使用する場合》

喫煙等許可申請書
＊記載要領は別紙参照

会場レイアウト図
＊裸火の使用場所を赤字で記したもの

**使用器具の設置状況を
説明する書類**
《必須記載項目》
・使用機器名
・機器入力の合計（Kw）
・配管経路図

(2) コンサート及び集会の場合

①必ず提出が必要な書類（ア 博多消防署へ提出；原本2部、イ 財団へ提出；複写1部）

催物開催届出 ＊記載要領は別紙参照	会場レイアウト図 ＊避難経路を赤字で記したもの	自衛消防隊編成表 ＊記載要領は別紙参照
-----------------------------	-----------------------------------	-------------------------------

②追加で提出が必要な書類（ア 博多消防署へ提出；原本2部、イ 財団へ提出；複写1部）

ア 仮設のいすを使用する場合

補助いす使用申請書 ＊記載要領は別紙参照	会場レイアウト図 ＊補助いすの設置状況 を記載したもの	補助いすの形状を 説明する書類
--------------------------------	--	----------------------------

イ 会場内でスモークを使用する場合

喫煙等許可申請書 ＊記載要領は別紙参照	会場レイアウト図 ＊使用場所を赤字で記したもの	使用器具の設置状況を 説明する書類 《必須記載項目》 <ul style="list-style-type: none">・使用機器名・機器の仕様書
-------------------------------	-----------------------------------	---

ウ 会場内で火薬等を使用する場合

喫煙等許可申請書 ＊記載要領は別紙参照	会場レイアウト図 ＊火薬使用場所を赤字で記したもの	火薬の使用状況を 説明する書類 《必須記載項目》 <ul style="list-style-type: none">・使用機器名・火気消費量・配管経路図
-------------------------------	-------------------------------------	---

適用日 平成25年 4月 1日

展示会の場合の記載例

様式第13号

催 物 開 催 届 出 書

○年 ○月 ○日

福岡市 博多消防署長 様

届出者

住 所 福岡市〇〇〇-〇〇〇-〇〇

電話 〇〇〇-〇〇〇〇番

氏 名 (株) 福岡国際イベント

代表取締役 福岡 太郎

防 火 対 象 物	所 在 地	福岡市 博多区 石城町 2番1号		
	名 称	(財)福岡コンベンションセンター 福岡国際会議場	本 来 の 用 途	会議室及び 多目的貸ホール
使 用 所	位 置	面 積	客 席 の 構 造	
	2階	1,320 m ²	耐火構造	
	消防用設備等又は特殊消 防用設備等の概要	消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備 自動火災報知設備、放送設備		
使 用 目 的	(催物名称を記入) ○○開催フェア			
使 用 期 間	○年○月○日から ○年○月○日まで	開 催 時 間	10:00~18:00 (4/5のみ17:00)	
収 容 人 員	3,500 名	避 難 誘 導 及 び 消 火 活 動 に 従 事 で き る 人	30 名	
防 火 管 理 者 氏 名	(空 白)			
そ の 他 必 要 な 事 項	催物開催時の自衛消防組織表(主催者側)は別紙			
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄			

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とします。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

3 ※印の欄は、記入しないでください。

4 使用する防火対象物の図面を添付してください。

コンサート等興業の場合の記載例

様式第13号

催 物 開 催 届 出 書

○年 ○月 ○日

福岡市 博多消防署長 様

届出者

住 所 福岡市〇〇〇-〇〇〇-〇〇

電話 〇〇〇-〇〇〇〇番

氏 名 ㈱福岡国際会議場 音楽事務所

代表取締役 福岡 太郎

防 火 対象物	所 在 地	福岡市 博多区 石城町 2番1号		
	名 称	(財)福岡コンベンションセンター 福岡国際会議場	本 来 の 用 途	多目的ホール
使 用 箇 所	位 置	面 積	客 席 の 構 造	
	1階及び2階	9,100 m ²	耐火構造	
	消防用設備等又は特殊消 防用設備等の概要	消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備 自動火災報知設備、放送設備		
使 用 目 的	(催物名称を記入) ○○○コンサート			
使 用 期 間	〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで	開 催 時 間	18:00~20:00	
収 容 人 員	3,000 名	避 難 誘 導 及 び 消 火 活 動 に 従 事 で き る 人 員	30 名	
防 火 管 理 者 氏 名	(空 白)			
そ の 他 必 要 な 事 項	催物開催時の自衛消防組織表(主催者側)は別紙			
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄			

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

3 ※印の欄は、記入しないでください。

4 使用する防火対象物の図面を添付してください。

集会の場合の記載例

様式第13号

催 物 開 催 届 出 書

○年 ○月 ○日

福岡市 博多消防署長 様

届出者

住 所 福岡市〇〇〇-〇〇〇-〇〇

電話 〇〇〇-〇〇〇〇番

氏 名 (株) 福岡国際イベント

代表取締役 福岡 太郎

防 火 対象物	所 在 地	福岡市 博多区 石城町 2番1号		
	名 称	(財)福岡コンベンションセンター 福岡国際会議場	本 来 の 用 途	多目的貸ホール
使 用 箇 所	位 置	面 積	客 席 の 構 造	
	2階及び3階	2,620 m ²	耐火構造	
	消防用設備等又は特殊消 防用設備等の概要	消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備 自動火災報知設備、放送設備		
使 用 目 的	(例: ○○全国大会)			
使 用 期 間	〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで	開 催 時 間	10:00~17:00 (4/5のみ16:00)	
収 容 人 員	3,000 名	避 難 誘 導 及 び 消 火 活 動 に 従 事 で き る 人	30 名	
防 火 管 理 者 氏 名	(空 白)			
そ の 他 必 要 な 事 項	催物開催時の自衛消防組織表(主催者側)は別紙			
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄			

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とします。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

3 ※印の欄は、記入しないでください。

4 使用する防火対象物の図面を添付してください。

裸火使用の場合の記載例

様式第3号

喫煙等許可申請書

○年 ○月 ○日

福岡市 博多消防署長様

申請者

住 所 福岡市〇〇〇-〇〇〇-〇〇
電話 〇〇〇-〇〇〇〇番
氏 名 (株) 福岡国際イベント
代表取締役 福岡太郎 印

申請種別	喫煙 <input checked="" type="checkbox"/> 裸火使用 <input type="checkbox"/>		危険物品持込み <input type="checkbox"/>	
対象物の名称	財団法人 福岡コンベンションセンター 福岡国際会議場			
所在地	福岡市 博多区 石城町 2番1号			
用途	国際会議室(501)		防火管理者名	印
許可を受けるようとする行為	期間(時間)	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日 18:00～19:00		
	使用(持込)場所	国際会議室(501)		
	使用(持込)物品	固形燃料及び卓上器具		
	使用目的及び使用方法	飲食物の提供のため		
行為者	住所	福岡市〇〇〇-〇〇〇-〇〇 電話〇〇〇-〇〇〇〇番		
	職業	〇〇〇〇	氏名	福岡 太郎
火災予防上の措置 (消火設備等)	消火器を増配置する			
その他の特記事項	実施内容及び使用器具等の詳細は別紙			
※摘要		※※ 経受 過付 欄欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
 3 申請種別欄は、該当事項を〇で囲んでください。
 4 該当場所付近の概要図その他の関係図書を添付してください。
 5 ※印の欄は、記入しないでください。

特殊効果の場合の記載例

様式第3号

喫煙等許可申請書

○年 ○月 ○日

福岡市 博多消防署長様

申請者

住 所 福岡市〇〇〇-〇〇〇-〇〇

電話 〇〇〇-〇〇〇〇番

氏 名 (株) 福岡国際イベント 印

代表取締役 福岡 太郎

申請種別	喫煙 <input checked="" type="checkbox"/> 裸火使用 <input checked="" type="checkbox"/> 危険物品持込み		
対象物の名称	(財)福岡コンベンションセンター 福岡国際会議場		
所在地	福岡市 博多区 石城町 2番1号		
用途	メインホール	防火管理者名	印
許可を受けるようとする行為	期間(時間)	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日 10:00～17:00	
	使用(持込)場所	ステージ場(上手/下手)	
	使用(持込)物品	コンセプト・スマートマシン MK-V1-1 × 2台	
	使用目的及び使用方法	コンサートの演出効果を高めるため	
行為者	住所	福岡市〇〇〇-〇〇〇-〇〇(電話〇〇〇-〇〇〇〇番)	
	職業	〇〇〇〇	氏名
火災予防上の措置 (消火設備等)	消防器の増配置及び水バケツの準備 並びに取扱専従者の配置		
その他の特記事項			
※摘要		※※ 経受 過付 欄欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とします。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

3 申請種別欄は、該当事項を〇で囲んでください。

4 該当場所付近の概要図その他の関係図書を添付して下さい。

5 ※印の欄は、記入しないでください。

コンサートの場合の記載例

様式第5号

補助いす使用承認申請書

〇年〇月〇日

福岡市 博多消防署 様

申請者

住 所 福岡市〇〇〇-〇〇〇-〇〇

電話 〇〇〇-〇〇〇〇

氏 名 (株)福岡国際会議場 音楽事務所 印
代表取締役 福岡 太郎

使用場所 所在地名称	福岡市博多区沖浜町7番1号(財)福岡コンベンションセンター 福岡国際会議場(2・3階)					
興業種目	〇〇コンサート		主催者 名称・氏名	(株)福岡国際会議場 音楽事務所 代表取締役 福岡 太郎 電話 〇〇〇-〇〇〇〇		
開催期間	〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日(〇日間)			自 18時00分 至 20時00分		
収容人員	定員	1,000人	補助いす	2000脚	合計	3,000人
理由	観覧者が着席するため					
入場 整理 状況	入場券(当日売、前売券、整理券) 座席指定、追込み、整理券 その他()			補助いす 構造概要	スタッキングチェアー	
非常口 数	正面	側面	後部	防 火 管理者名	印	
	出入口 その他	右 左	右 左			
その他の 必要な事項						
※ 摘要				※経過欄		
				※受付欄		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とします。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

3 補助いすの配置図を添付してください。

4 ※印の欄は、記入しないでください。

集会の場合の記載例

様式第5号

補助いす使用承認申請書

○年 ○月 ○日

福岡市 博多消防署長 様

申請者

住 所 福岡市〇〇〇-〇〇〇-〇〇

電話 〇〇〇-〇〇〇〇番

氏 名 〇〇〇会 印

代表者 福岡 太郎

使用場所 所在地名称	福岡市 博多区 石城町 2番1号（財）福岡コンベンションセンター 福岡国際会議場(2・3階)					
興業種目	〇〇〇大会		主催者 名称・氏名	〇〇会 代表者 福岡 太郎 電話 〇〇〇-〇〇〇〇番		
開催期間	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日 (〇日間) 自 10時00分 至 17時00分					
収容人員	定員	1,000人	補助いす	2,000脚	合計	3,000人
理由	集会参加者が着席するため					
入場 整理 状況	入場券(当日売、前売券、整理券) 座席指定、追込み、整理券 その他()			補助いす 構造概要	スタッキングチェアー	
非常口 数	正面	側面	後部	防 火 管理者名	印	
その他の 必要な事項						
※ 摘要				※経過欄		
				※受付欄		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とします。

2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

3 補助いすの配置図を添付してください。

4 ※印の欄は、記入しないでください。

記載例

様式第15号の2の2

露店等の開設届出書

				○年 ○月 ○日
福岡市 博多 消防署長				
届出者 (露店等を開設しようとするもの) (複数開設する場合は当該主催者等)				
住 所				
				(電話 番)
氏 名				
開 設 期 間	自 ○年 ○月 ○日 至 ○年 ○月 ○日	営 業 時 間	開始 ○○時 ○○分 終了 ○○時 ○○分	
開 設 場 所	マリンメッセ福岡○館 ○側広場			
催しの名称	○○○○			
開 設 店 数	5店	消 火 器 の 設 置 本 数	各店1ヶ	ガソリンの 取 扱 い <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
現場責任者氏名	福岡 太郎 (電話 ○○一○○○○番)			
※ 受付欄			※ 経過欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。
- 2 法人又は組合にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付してください。
- 4 ガソリンの取扱いがある場合は、前項の略図中に取扱い場所及び数量を記載してください。
- 5 ※印の欄は、記入しないでください。

福岡国際センター

附則

- 1 この防災指針は、昭和56年10月から施行する。
- 2 この防災指針は、平成17年1月から施行する。

マリンメッセ福岡

附則

- 1 この防災指針は、平成7年8月から施行する。
- 2 この防災指針は、平成19年8月から施行する。
- 3 この防災指針は、平成22年4月から施行する。

マリンメッセ福岡・福岡国際センター

附則

- 1 この防災指針は、平成25年8月1日から施行する。(2施設を統合する。)
- 2 この指針に伴い、マリンメッセ福岡及び福岡国際センター防災指針は廃止する。
- 3 この防災指針は、令和2年2月1日から施行する。

マリンメッセ福岡 A館・マリンメッセ福岡 B館・福岡国際センター

附則

(施行期日)

- 1 この防災指針は、令和3年3月15日から施行する。(3施設を統合する。)
- 2 この指針に伴い、マリンメッセ福岡・福岡国際センター防災指針は廃止する。
- 3 この防災指針は、令和6年4月1日から施行する。